

今後の審議事項関係資料

- **広域連携について** **1**
- **公共私連携について** **20**
- **行政のデジタル化について** **31**
- **地方議会について** **44**

広域連携について

第30次地方制度調査会答申（広域連携関係）①

「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」

（第30次地方制度調査会答申）（抄）（H25.6）

第1 大都市を含めた基礎自治体をめぐる現状と課題

1 現状認識

（1）我が国における今後の基礎自治体の役割

（略）

人口減少下にあっても、経済を持続可能なものとし、国民が全国で安心して快適な暮らしを営んでいけるような国づくりが必要となっている。このためには、まず、人々の暮らしを支え、経済をけん引していくのにふさわしい核となる都市やその圏域の戦略的な形成が必要である。その上で、全国の基礎自治体が人々の暮らしを支える対人サービスをどのような形で持続可能に提供していくかが問われているのである。

（略）

指定都市、中核市、特例市のうち地域の中核的な役割を果たすべき都市（以下「地方中枢拠点都市」という。）を核とする圏域においては、地方中枢拠点都市を中心とする広域連携を進め、三大都市圏と並んで地域の個性を発揮し、我が国の経済をけん引する役割を力強く果たしていくことが求められている。

また、地方圏のうち地方中枢拠点都市を核とする圏域以外の地域についても、中心市と近隣の基礎自治体との間で都市機能の「集約とネットワーク化」を進めることによって、引き続き住民が安心して生活できる基盤を維持していくことが必要である。

2 三大都市圏・地方圏の課題

（1）三大都市圏の抱える課題

（略）

三大都市圏には、規模・能力が一定以上あるが面積が狭い都市が圏域内に数多く存在する。効率的・効果的な行政体制を構築し、今後の急速な高齢化や社会資本の老朽化に対応するためには、自主的な市町村合併や基礎自治体間の広域連携を進めることが必要である。

さらに、通勤、通学、経済活動等の範囲が、行政区域をはるかに超えている三大都市圏においては、圏域全体を対象とした行政サービスの提供やその調整などが必要である。

第30次地方制度調査会答申（広域連携関係）②

第4 基礎自治体の現状と今後の基礎自治体の行政サービス提供体制

2 基礎自治体による事務の共同処理等の現状と課題

(1) 市町村間の広域連携や都道府県による補完の必要性

人口減少・少子高齢社会における今後の基礎自治体の行政サービス提供体制については、基礎自治体の担うべき役割を踏まえ、自主的な市町村合併や共同処理方式による市町村間の広域連携、都道府県による補完などの多様な手法の中で、それぞれの市町村がこれらの中から最も適したものを自ら選択できるようにしていくことが必要である。

中でも、将来的に近隣市町村との共同処理を行うことが必要と考える市町村は多く存在し、市町村間の広域連携を一層進めていこうとするニーズは高い状況にある。市町村が基礎自治体としての役割を果たしていく上で、市町村間の広域連携は有効な選択肢であり、その積極的な活用を促すための方策を講じるべきである。

さらに、自ら処理することが困難な事務について、将来的に都道府県が処理することが必要と考える市町村があり、都道府県の補完にも一定のニーズがある。都市機能が集積した都市から相当離れている等の理由から、市町村間の広域連携によることが困難な場合には、都道府県による補完も重要な選択肢であり、これに資する方策を講じるべきである。

3 具体的な方策

(1) 新たな広域連携の制度の必要性

広域連携を一層進めていくため、現行の事務の共同処理の制度に加え、より弾力的な広域連携の制度を設けることとすべきである。

(略)

市町村間の広域連携を一層促していくためには、現行の地方自治法に定める事務の共同処理の方式のほか、地方公共団体間における柔軟な連携を可能とする仕組みを制度化すべきである。

(略)

第30次地方制度調査会答申（広域連携関係）③

3 具体的な方策

(2) 地方圏における市町村間の広域連携のあり方

三大都市圏以外の地方圏においては、地方中枢拠点都市を核に、産業振興、雇用確保、広域観光、高度救急医療、介護、障害者福祉、広域防災、人材育成等の分野において、都市機能の「集約とネットワーク化」を図っていくことが重要である。

このような地方中枢拠点都市を核とする圏域以外で定住自立圏施策の対象となりうる地域においては、その取組を一層促進することが必要である。(略)

(3) 三大都市圏の市町村

(略)

地方公共団体間での柔軟な連携の仕組みについては、三大都市圏の市町村間の広域連携を促していくことにも資するものとする必要がある。その際、三大都市圏においても都市機能の「集約とネットワーク化」の考え方は有効である。しかしながら、三大都市圏においては、規模・能力は一定以上あるが昼夜間人口比率が1未満の都市が圏域内に数多く存在するため、基礎自治体が提供すべき行政サービス等について、核となる都市と近隣市町村との間の「集約とネットワーク化」を進める地方圏での方策をそのまま応用することは適切ではない。各都市が異なる行政サービスや公共施設の整備等に関して、水平的・相互補完的、双務的に適切に役割分担を行うことが有用であり、そのような水平的役割分担の取組を促進するための方策を講じるべきである。

(5) 都道府県による補完

小規模な市町村などで処理が困難な事務が生じた場合において、地方中枢拠点都市や定住自立圏の中心市から相当距離がある等の理由から、市町村間の広域連携では課題の解決が難しいときには、当該市町村を包括する都道府県が、事務の一部を市町村に代わって処理する役割を担うことも考えられる。(略)市町村優先の原則や行政の簡素化・効率化という事務の共同処理制度の立法趣旨に留意しつつ、地方公共団体間の柔軟な連携の仕組みを制度化し活用することにより、都道府県が事務の一部を市町村に代わって処理することができるようにすべきである。

(略)

第31次地方制度調査会答申（広域連携関係）

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」
(第31次地方制度調査会答申)(抄)(H28.3)

第1 基本的な考え方

2 地方行政体制のあり方

(1) 広域連携等による行政サービスの提供

人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源が限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。

このため、平成26年の改正地方自治法により新たに設けられた連携協約をはじめ、事務の共同処理の仕組みを活用して地方公共団体間の広域連携を推進していくべきである。

広域連携は、地方圏や三大都市圏それぞれの特性に応じた方法により推進すべきであり、その推進に当たっては、市町村間の連携を基本としつつ、中山間地や離島等の条件不利地域のように、市町村間の連携による課題解決が困難な地域においては、広域自治体としての都道府県が補完を行うことが考えられる。

第2 行政サービスの持続可能な提供のための地方行政体制

1 広域連携等による行政サービスの提供

(1) 地方圏

② 市町村間の広域連携が可能な地域

(b)-2 連携中枢都市圏等における取組の強化・充実

(略)

連携中枢都市圏等形成当初は、圏域の中で比較的連携しやすい取組から始めることが重要であるが、将来的には、人口減少の進行に応じ、例えば、インフラの広域再編のように合意形成は容易ではないが圏域単位で対応していかなければいけないような困難な課題に対応していく必要がある。

(略)

共同処理制度の概要

共同処理制度

制度の概要

運用状況(H30.7.1現在)

法人の設立を要しない簡便な仕組み

連携協約

(平成26年に創設)

事務の委託

事務の代替執行

(平成26年に創設)

協議会

機関等の共同設置

(平成23年に対象拡大)

一対一で実施

地方公共団体が、連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定めるための制度。

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を他の地方公共団体に委ねる制度。

地方公共団体の事務の一部の管理・執行を当該地方公共団体の名において他の地方公共団体に行わせる制度。

地方公共団体が、共同して管理執行、連絡調整、計画作成を行うための制度。

複数の団体で実施

地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を複数の地方公共団体が共同で設置する制度。

地方公共団体が、その事務の一部を共同して処理するために設ける特別地方公共団体。

地方公共団体が、広域にわたり処理することが適当であると認められる事務を処理するために設ける特別地方公共団体。国又は都道府県から直接に権限や事務の移譲を受けることができる。

別法人の設立を要する仕組み

一部事務組合

広域連合

○締結件数:319件
○連携中枢都市圏の形成に係る連携協約:240件(75.2%)、その他:79件(24.8%)

○委託件数:6,628件
○主な事務:住民票の写し等の交付1,402件(21.2%)、公平委員会1,180件(17.8%)、競艇861件(13.0%)

○代替執行件数:3件
○上水道に関する事務:1件、簡易水道に関する事務1件、公害防止に関する事務:1件

○設置件数:211件
○主な事務:消防41件(19.4%)、広域行政計画等27件(12.8%)、救急25件(11.9%)

○設置件数:446件
○主な事務:介護区分認定審査127件(28.5%)、公平委員会115件(25.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

○設置件数:1,466件
○主な事務:ごみ処理400件(27.3%)、し尿処理326件(22.2%)、救急268件(18.3%)、消防268件(18.3%)

○設置件数:116件
○主な事務:後期高齢者医療51件(44.0%)、介護区分認定審査46件(39.7%)、障害区分認定審査31件(26.7%)

(注) 協議会、機関等の共同設置、一部事務組合、広域連合の事務件数については、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため、設置件数と一致しない場合がある。

「広域行政圏」（昭和44年度～平成20年度）

広域行政圏とは

- 昭和44年度から、都市とその周辺の農山漁村の有機的な結合により圏域の総合的な振興整備を図るため、「広域市町村圏」の設定を開始。
- 昭和52年度から、大都市周辺地域についても、人口集中、市街地のスプロール化等に対処するため、広域行政の推進が必要となることから、「大都市周辺地域広域行政圏」の設定を開始。
- 平成3年から両者を「広域行政圏」と総称。
- 「広域行政圏」の振興整備を図るため、広域行政機構（一部事務組合、広域連合等）を設置。

広域行政圏の概要

- 「広域市町村圏」は、概ね人口10万人以上で、日常社会生活圏を形成する地域を、関係のある市町村と協議の上、都道府県知事が設定。
- 「大都市周辺地域広域行政圏」は、大都市と一体性を有する地域で、概ね40万人程度の規模であるものを、関係のある市町村と協議の上、都道府県知事が設定。
- 平成21年3月31日現在、「広域行政圏」を構成する市町村数は1,693市町村で、全1,777市町村の95.3%を占め、ほぼ全国をカバーしている状況にあった。

主な実施事務

- 広域行政圏計画の策定並びに広域行政圏計画に係る事業の執行及び連絡調整
- 広域観光、障害者や介護などの社会福祉施設の運営、ごみ処理、し尿処理、火葬場、消防・救急、職員研修 等

 広域連携は、地域の実情に応じて関係市町村が自主的な協議に基づき取組が行われることが適当とされ、国の「広域行政圏計画策定要綱」等に基づき、都道府県知事が圏域を設定し行政機能の分担等を推進してきた「広域行政圏」施策は、平成20年度をもって廃止。

新たな広域連携について（第30次地方制度調査会答申(H25.6)を踏まえた取組）

- 人口減少社会において、高齢化や人口の低密度化等により行政コストが増大する一方で資源に限られる中で、行政サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供するためには、あらゆる行政サービスを単独の市町村だけで提供する発想は現実的ではなく、各市町村の資源を有効に活用する観点からも、地方公共団体間の連携により提供することを、これまで以上に柔軟かつ積極的に進めていく必要がある。
- そのため、平成26年度に地方自治法を改正し、地方公共団体間で「連携協約」を締結できる新たな仕組みを導入。
- 連携協約を活用した連携中枢都市圏の形成、条件不利地域における都道府県による市町村の補完、三大都市圏における水平的・相互補完的、双務的な取組を推進

【具体的な事例】

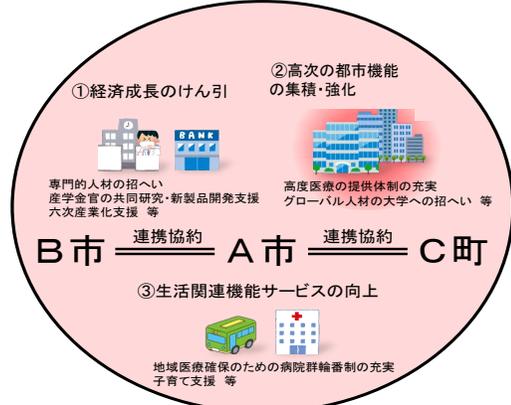
地方圏

<連携中枢都市圏>

連携中枢都市(※)とその近隣市町村の連携

- 経済成長のけん引、
- 高次都市機能の集積・強化、
- 生活関連機能サービスの向上をねらい

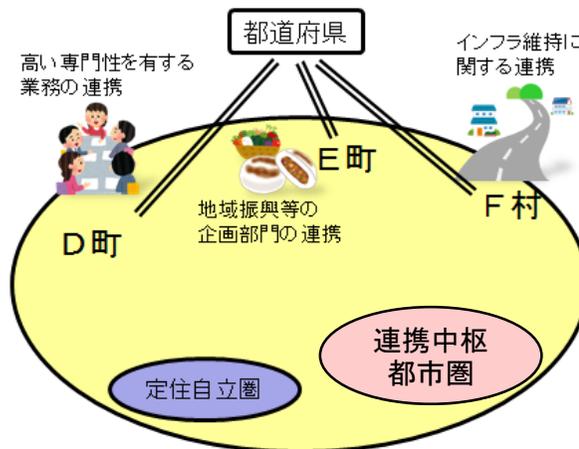
※①指定都市、中核市(人口20万以上)
かつ②昼夜間人口比率おおむね1以上



※これ以外の地域では「定住自立圏」(①人口5万人程度以上で②昼夜間人口比率1以上の市を中心とする圏域)の取組を一層促進

<都道府県による補完>

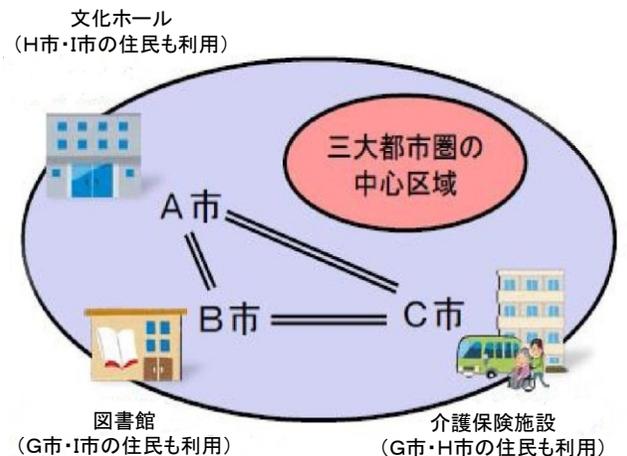
条件不利地域等で、市町村間の広域連携が困難な場合は、都道府県による補完も選択肢



三大都市圏

<双務的な役割分担>

同程度の規模・能力がある都市の間で、水平・相互補完的、双務的な役割分担を促進



連携中枢都市圏構想の推進

連携中枢都市圏の意義

- 地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成

連携中枢都市圏に何が求められているのか

- ① 圏域全体の経済成長のけん引：産学金官の共同研究・新製品開発支援、六次産業化支援 等
- ② 高次の都市機能の集積・強化：高度医療の提供体制の充実、高等教育・研究開発の環境整備 等
- ③ 圏域全体の生活関連機能サービスの向上：地域医療確保のための病院群輪番制の充実、地域公共交通ネットワークの形成 等

連携中枢都市圏とは

- 地方圏において、昼夜間人口比率がおおむね1以上の指定都市・中核市と、社会的、経済的に一体性を有する(※1)近隣市町村とで形成する都市圏(※2)

※1 通勤通学割合0.1以上など。

※2 隣接する2つの市(各市が昼夜間人口比率1以上かつ人口10万人程度以上の市)の人口の合計が20万人を超え、かつ、双方が概ね1時間以内の交通圏にある場合において、これらの市と社会的、経済的に一体性を有する近隣市町村とで形成する都市圏についても、連携中枢都市圏と同等の取組が見込まれる場合には、これに該当するものとする。

連携中枢
都市宣言



連携協約
の締結



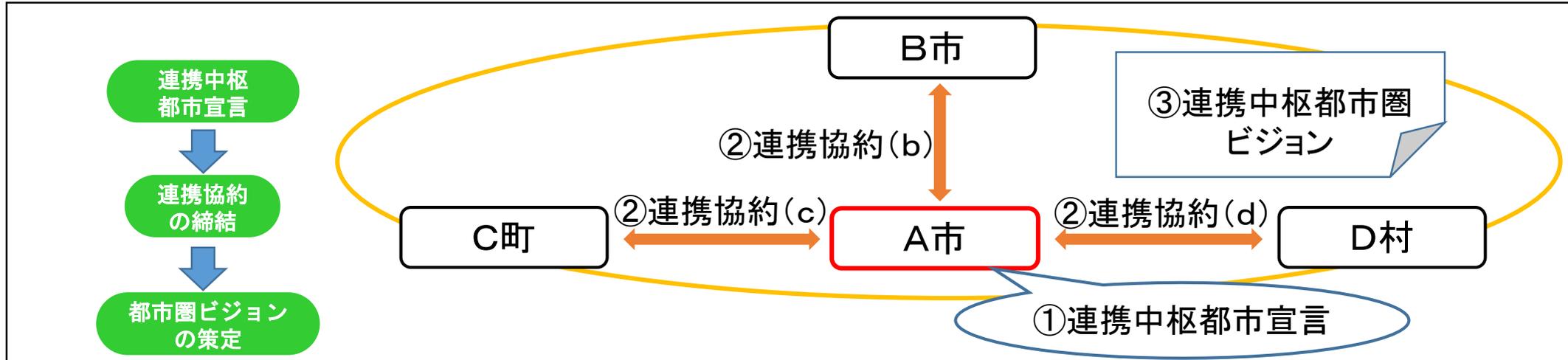
都市圏ビジョン
の策定

連携中枢都市圏をいかに実現するか

- 地方自治法を改正し、地方公共団体間の柔軟な連携を可能とする「連携協約」の制度を導入（平成26年11月1日施行）
- 平成26年度から、連携中枢都市圏の形成等を推進するため、国費により支援
- 平成27年度から、地方交付税措置を講じて全国展開

連携中枢都市圏の形成手続と取組事例

○ 連携中枢都市圏の形成手続



○ 取組事例

備後圏域連携中枢都市圏（平成27年3月25日 福山市と各市町で連携協約を締結）

【圏域形成に至った背景】

- ・江戸時代以前は備後国として一体であり、歴史的な結びつきが強い。
- ・圏域を構成する自治体の大部分は、昭和の高度成長の時代に「工業整備特別地域」に指定され、瀬戸内海地域における中核的な工業拠点として発展し、経済活動の面でもつながりが強い。
- ・平成23年度には圏域の6市2町の市長・町長で組織する「備後圏域連携協議会」を立ち上げ、広域的な課題解決に向けた取組として、こども発達支援センターの共同運営や防災拠点の締結などを行ってきた。



【主な取組内容】

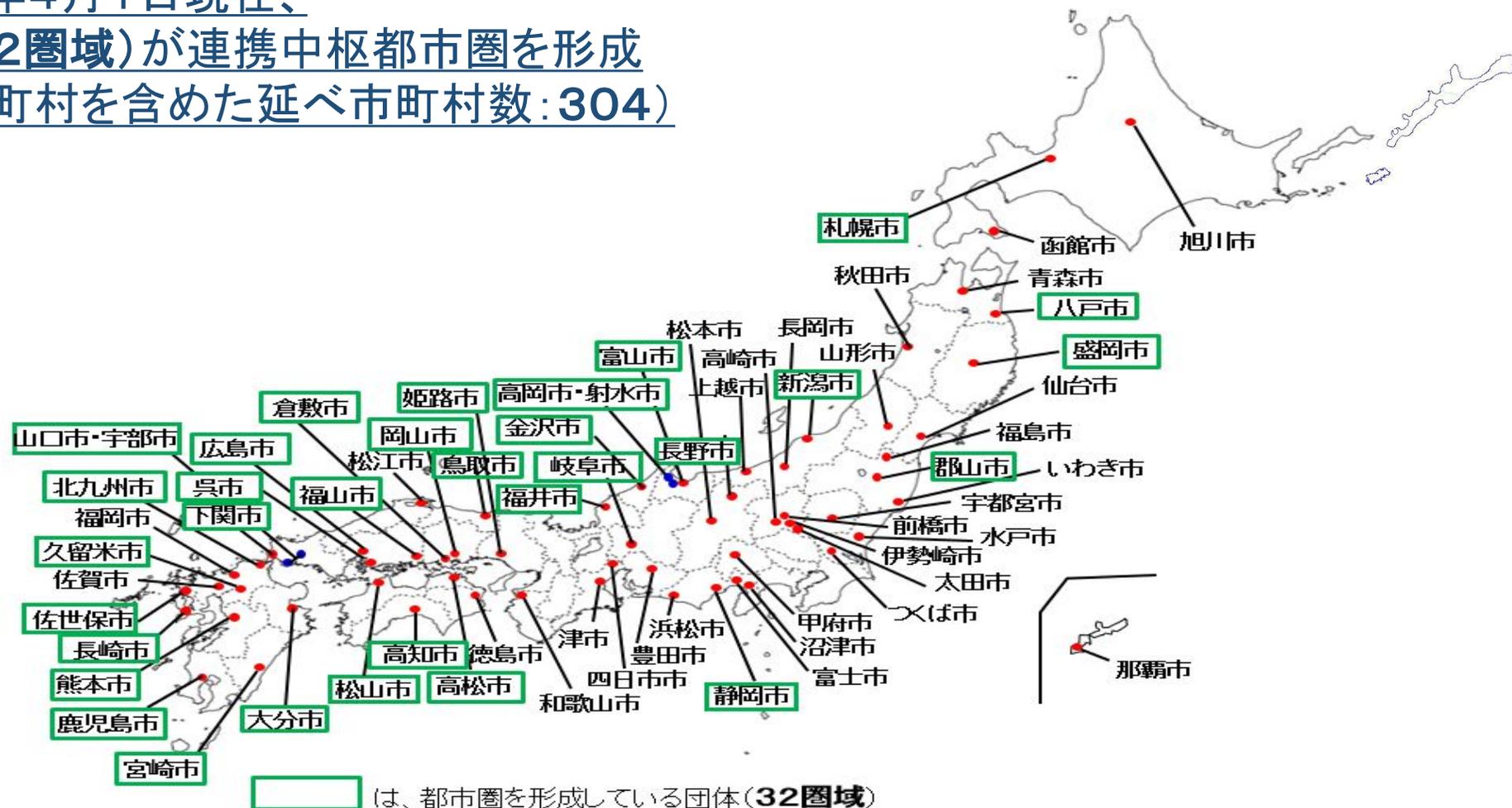
- ・福山ビジネスサポートセンターFukuBizの運営
- ・地域公共交通再編実施計画推進事業
- ・戦略的な観光振興（サイクリングロードの設定）
- ・圏域内公立病院等連携事業
- ・こども発達支援センターの共同運営

【取組により期待される効果】

- ・圏域内の企業の稼ぐ力と創業の促進による「ものづくり産業」の更なる発展
- ・圏域外からの交流人口の増加
- ・子どもたちが健やかに成長できる環境の向上

連携中枢都市圏の形成状況（平成31年4月1日現在）

平成31年4月1日現在、
34市(32圏域)が連携中枢都市圏を形成
(近隣市町村を含めた延べ市町村数:304)



連携中枢都市圏の取組状況（分野別の取組圏域数）

①圏域全体の経済成長のけん引

産学金官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備	30 (94%)
産業クラスターの形成、イノベーション実現、新規創業促進、地域の中堅企業等を核とした戦略産業の育成	31 (97%)
地域資源を活用した地域経済の裾野拡大	31 (97%)
戦略的な観光施策	32 (100%)
その他、圏域全体の経済成長のけん引に係る施策	14 (44%)

②高次の都市機能の集積・強化

高度な医療サービスの提供	26 (81%)
高度な中心拠点の整備・広域的公共交通網の構築	31 (97%)
高等教育・研究開発の環境整備	24 (75%)
その他、高次の都市機能の集積・強化に係る施策	12 (38%)

③圏域全体の生活関連機能サービスの向上

地域医療	27 (84%)
介護	20 (63%)
福祉	30 (94%)
教育・文化・スポーツ	30 (94%)

③圏域全体の生活関連機能サービスの向上（続き）

土地利用	8 (25%)
地域振興	30 (94%)
災害対策	29 (91%)
環境	28 (88%)
地域公共交通(a)	25 (78%)
ICTインフラ整備(b)	16 (50%)
道路等の交通インフラの整備・維持(c)	16 (50%)
地域の生産者や消費者等の連携による地産地消(d)	14 (44%)
地域内外の住民との交流・移住促進(e)	29 (91%)
(a)から(e)までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携	11 (34%)
人材の育成(ア)	24 (75%)
外部からの行政及び民間人材の確保(イ)	5 (16%)
圏域内市町村の職員等の交流(ウ)	26 (81%)
(ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携	13 (41%)

※ 各都市圏ビジョンなどをもとに作成。括弧内は、現在の連携中枢都市圏の総数(32圏域)に対する割合。

定住自立圏構想の推進

定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、圏域全体として必要な生活機能等を確保する「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

①生活機能の強化

(休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成 等)

②結びつきやネットワークの強化

(デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)

③圏域マネジメント能力の強化

(合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)

圏域形成に向けた手続

中心市



①中心市宣言

- 人口5万人程度以上
- 昼夜間人口比率1以上
- 原則3大都市圏外 等

②定住自立圏形成協定の締結
中心市と近隣市町村が1対1で、
議会の議決を経て締結

③定住自立圏共生ビジョンの策定
圏域の将来像や推進する具体的取組を記載

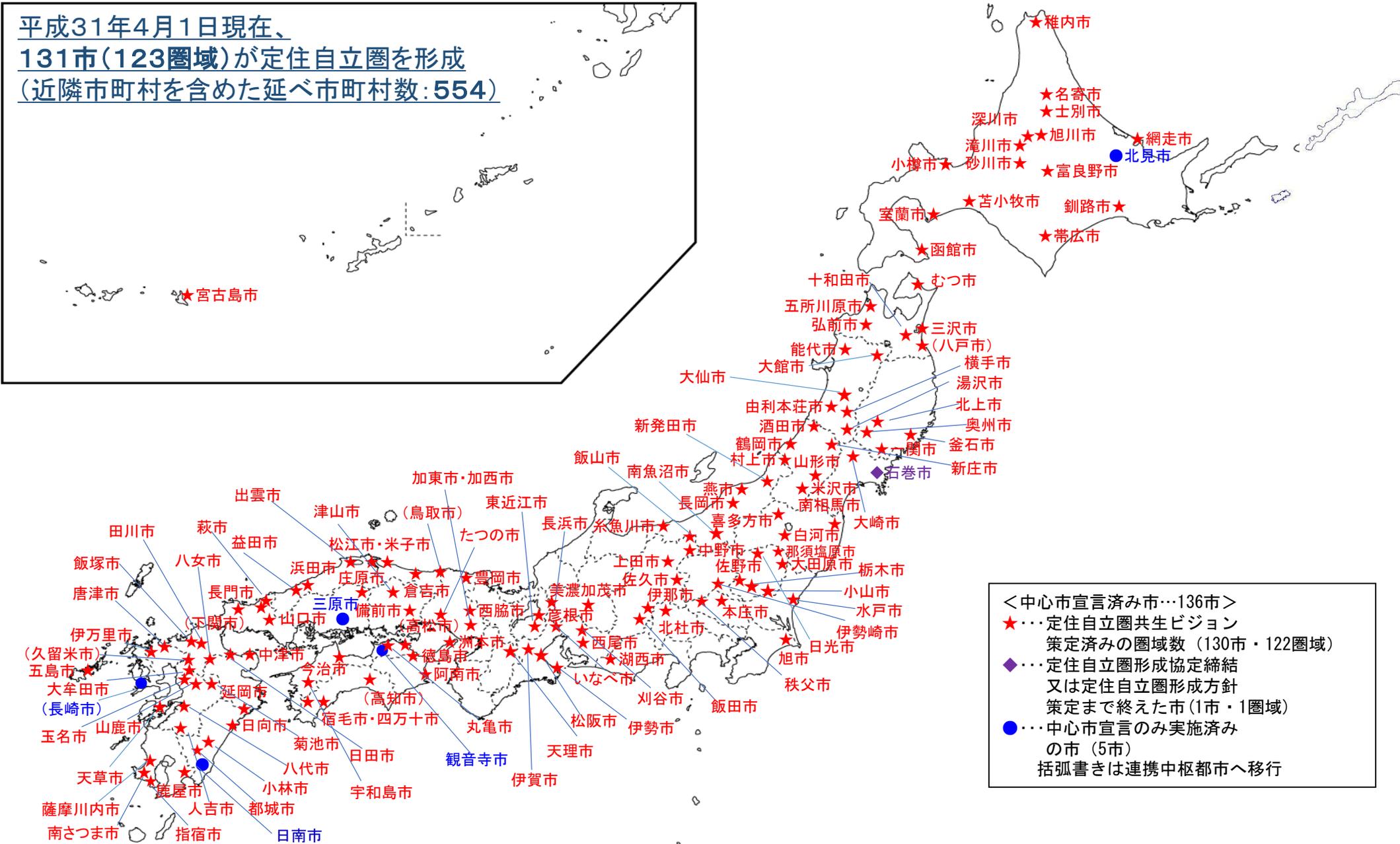


近隣市町村



定住自立圏の形成状況（平成31年4月1日現在）

平成31年4月1日現在、
131市(123圏域)が定住自立圏を形成
 (近隣市町村を含めた延べ市町村数:554)



<中心市宣言済み市…136市>
 ★…定住自立圏共生ビジョン
 策定済みの圏域数(130市・122圏域)
 ◆…定住自立圏形成協定締結
 又は定住自立圏形成方針
 策定まで終えた市(1市・1圏域)
 ●…中心市宣言のみ実施済み
 の市(5市)
 括弧書きは連携中枢都市へ移行

都道府県による補完・支援①（事務の代替執行を活用した取組）

長野県

水道事業の広域化が難しい山間部の小規模自治体である天龍村^{てんりゅうむら}について、長野県（公営企業管理者）がその簡易水道施設整備に係る事務を代替執行（平成29年4月1日～）。



背景

- 集落が山あい^{うぐす}に点在していることに加え、人口減少に伴う給水人口の減少や専門知識を有する技術者の不在等により、天龍村の水道施設はほとんど更新が行われていない状況。
- 県企業局の持つ技術力を活かすとともに、過疎自治体の水道施設整備促進に寄与し、過疎自治体への新たな支援方策の構築につなげ、地方創生に資することを目的として、**地方自治法に基づく事務の代替執行を活用**。

（平成28年12月22日に規約告示）

対象事業の概要

事業名：^{うぐす} 鶯巣簡易水道再編（更新）事業
実施期間：平成29年度～平成31年度（3年間）
整備内容：管路延長 約2.9km
総事業費 約7,100万円
区域内人口：69人

取組の主な効果、メリット

- （村）
 - ・ 専門的知識を有する技術職員の不足による課題解消
 - ・ 設計積算に係る委託費等の経費の縮減
- （企業局）
 - ・ 地域の特性に応じた技術の習得等、技術職員のスキルアップ

その他

- 代替執行事務の範囲
 - (1) 設計積算に関する事務
 - (2) 補助金に関する事務
 - (3) 工事監督に関する事務
 - (4) 関係機関との調整に関する事務
- 県企業局は、南信発電管理事務所へ土木職員1名を増員配置。
- 経費は、長野県公営企業管理者の請求に基づき村が負担。

都道府県による補完・支援②（「奈良モデル」の取組）

連携自治体

・奈良県 ・県内全市町村（39市町村）

背景

- ・平成20年10月、県と市町村の連携による効率的な行政運営の検討を開始。
- ・平成21年4月、知事と市町村長が一堂に会して意見交換を行う「奈良県・市町村長サミット」を開始。以後、年6回程度実施。

これまでに成果のあった主な取組

①市町村の合意のもと県が委託を受けて代行

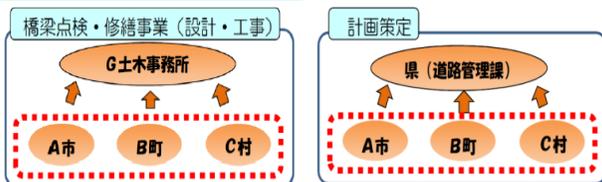


★道路施設

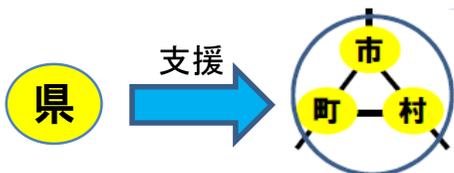
維持管理業務の支援

職員派遣

- ・市町村の技術職員の減少（12町村の土木技術職員が0人）を受け、県から技術支援を実施。
- ・まず点検を実施し（15/39市町村が県に委託）、全市町村の橋梁長寿命化修繕計画の策定が完了（32/39市町村が県に委託）。



②市町村間の広域連携を県が支援



★消防の広域化

一部事務組合

- ・広域化推進計画の策定等において県が強いリーダーシップを発揮し、人的支援、財政措置も実施。
- ・11消防本部（39市町村のうち37市町村）が1つの消防組合に統合。
- ・組織は、総務部門→通信部門→現場部門と段階的に統合予定。

平成26年4月
総務部門統合

平成28年4月
通信部門統合

平成33年
現場部門統合

※「奈良モデル」とは

奈良県と市町村が連携して行政の効率化や地域の活力の維持・向上を図っていく、奈良県という地域にとって最適な地方行政の仕組みを目指す取組。



③県と市町村が協働で事業実施



★過疎地域における

一部事務組合

広域医療体制の整備

- ・12市町村と県が構成員となり、3つの公立病院を、救急医療を中心に担う病院と、療養期を中心に担う2つの病院に再編整備。
- ・9つのへき地診療所と連携し、地域医療サービスの充実も図る。



三大都市圏内の市町村の状況

- 三大都市圏では、特に東京都や大阪府をはじめとして、市町村合併は進展せず。
- 三大都市圏内の市町村で、連携協約を締結しているのは、大阪府と大阪市(港湾及び海岸の管理に係る連携協約)、兵庫県姫路市を中心とする播磨圏域連携中枢都市圏内の市町村のみ。
- その他の地方公共団体間の広域連携の状況について、三大都市圏と圏外を比較した場合、三大都市圏よりも圏外の方が連携の取組を進めている。

〈市町村合併の状況〉

	H11.3.31の市町村数	H31.4.1の市町村数	減少率
三大都市圏	731	463	36.7%
うち東京都	40	39	2.5%
うち愛知県	88	54	38.6%
うち大阪府	44	43	2.3%
三大都市圏以外	2,501	1,255	49.8%
合計	3,232	1,718	46.8%

〈連携協約の締結状況〉

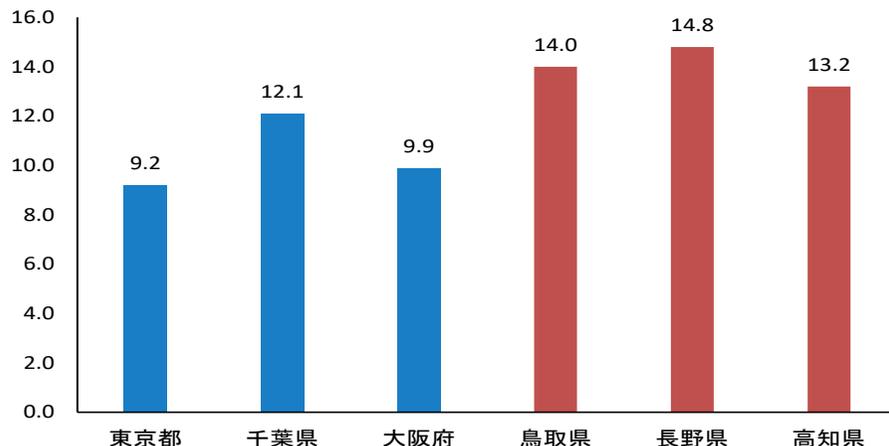
(件数)

三大都市圏	16(1)※1
三大都市圏以外	303(78)
合計	319(79)※2

※1 〈兵庫県〉[姫路市(中心市)] 相生市、加古川市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町、佐用町、赤穂市
 ※2 ()内の数値は、件数のうち連携中枢都市圏の形成に係る連携協約を除いた件数
 (出典)平成30年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調をもとに作成

〈厚生福祉、環境衛生、防災分野における事務の共同処理の状況〉

1団体当たりの共同処理事務の数(平均)



(参考)事務種類ごとの共同処理実施市町村数

	(A)	三大都市圏			三大都市圏外		
		東京都	千葉県	大阪府	鳥取県	長野県	高知県
市町村数(※)	26	39	43	19	77	34	
共同処理を実施している事務の種類	14	29	26	21	32	27	
(1)厚生福祉	37	191	191	106	597	187	
(2)環境衛生	107	129	146	88	306	122	
(3)防災	94	153	88	72	236	140	
共同処理を実施している事務処理団体数(1)~(3)の合計	(B)	238	473	425	266	1139	449
1団体当たりの共同処理事務の数(平均) (B/A)		9.2	12.1	9.9	14.0	14.8	13.2

(※)三大都市圏については、指定都市・特別区への通勤・通学割合が10%以上の市町村
 (出典)平成28年度 地方公共団体間の事務の共同処理の状況調をもとに作成

三大都市圏における水平連携（千葉市）

連携自治体

- ・千葉市、市原市、四街道市

背景

- ・人口減少・少子高齢社会に対応するため、千葉市と周辺都市との連携を強化する必要性を認識。
- ・市原市及び四街道市は千葉市への就業者・通学者が多く、管外保育など従来より連携体制を構築してきた。今後、ニーズの高い保育事業を中心として連携を強化。

事業内容

★保育所等の共同整備・管外保育・事業所内保育事業の推進

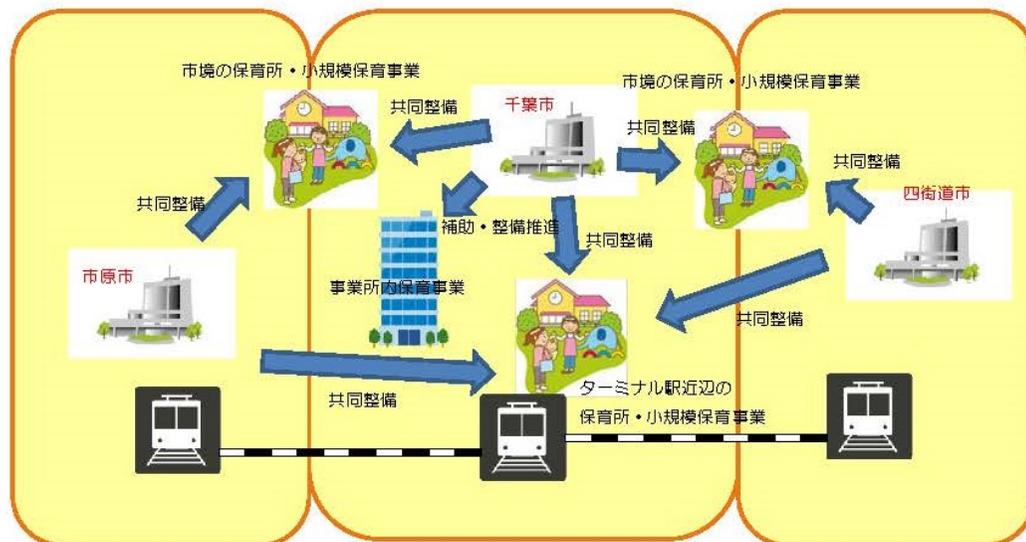
- ・市境・ターミナル駅近辺など、相互利用のニーズが高い地域において保育所等の共同整備を行う。
- ・3市間で実施している管外保育の要件を緩和するなど、相互利用をさらに推進する。
- ・事業所が特に多くある千葉市において事業所内保育所の整備に係る補助制度を新設し、3市全体で待機児童の解消を目指す。

★地域子育て支援拠点・一時預かりの相互利用

- ・小学校就学前の児童とその保護者が交流する場である地域子育て支援拠点や一時預かり事業の相互利用の実施体制を整備する。

★連携事業の情報発信

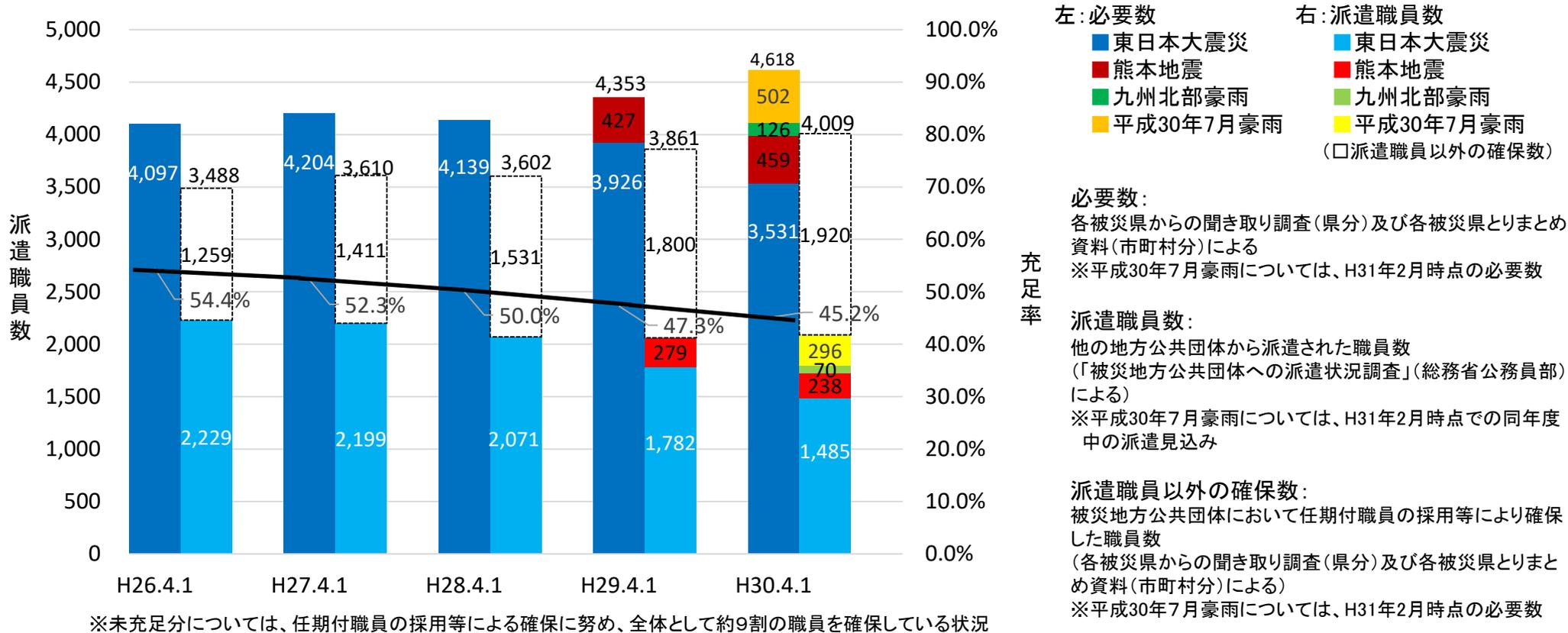
- ・3市が利用者向けに発信している子育て支援関連情報を共有・発信する。
- ・相互利用が可能な施設の情報を利用者へ提供。



千葉市で発行しているイクメンハンドブック

被災地方公共団体に対する中長期の職員派遣

必要数が増加している一方、派遣職員数は約2,100～2,200人で推移



総務省の対応

- ・全国知事会、全国市長会及び全国町村会と連携するとともに、全国の都道府県及び指定都市に対する個別の働きかけ
- ・全国の都道府県知事及び市区町村長宛てに総務大臣書簡を発出し、格別の協力を依頼
- ・派遣職員に係る費用について、東日本大震災については、派遣先団体に対し震災復興特別交税により措置。その他の災害については、派遣先団体に対し特別交付税により措置 など

公共私連携について

第29次・第31次地方制度調査会答申（公共私連携関係）

「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申」

（第29次地方制度調査会答申）（抄）（H21.6）

第1 市町村合併を含めた基礎自治体のあり方

3 今後の対応方策

(5) 「小さな自治」への対応

住民自治の強化や住民と行政との協働の推進などを目的として、第27次地方制度調査会の答申を踏まえ、地方自治法上の制度としての地域自治区や合併に際して設置される地域自治区等が制度化されたところである。

住民自治や住民と行政との協働については、それぞれの地域の自主的かつ多様な取組を基本として展開が図られるべきものであり、今後、地方自治法に基づく地域自治区については、地域の実情に応じて住民自治等を推進する仕組みとして、一層の活用が図られることが期待される。

（中略）

さらに、地域においては、コミュニティ組織、NPO等の様々な団体による活動が活発に展開されており、地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、地域コミュニティの活性化が図られることが期待される。

そのための方策としては多様なものが考えられるが、近年特に、地域のコミュニティ組織における経済活動がコミュニティの活性化の重要な要素となっているとの指摘を踏まえ、その実態等を勘案し、さらに必要な検討を行っていくべきである。

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」

（第31次地方制度調査会答申）（抄）（H28.3）

第1 基本的な考え方

2 地方行政体制のあり方

(3) 各主体の役割

③ 地域コミュニティを支える主体の役割

地域コミュニティは、住民の参加の下、自治会・町内会等のコミュニティ組織やNPO等の様々な団体の活動が支えており、公共サービスを支える観点も含め、人口減少社会においてそれらの役割はますます重要となる。

こうした地域コミュニティを支える主体の組織のあり方、その自立的な運営のあり方、企業のコミュニティへの参加のあり方等について、大都市のように現状ではコミュニティ意識が希薄な地域と、コミュニティ意識は高いが人口減少によりそれを支える資源が縮小している地域とでは問題の所在が異なることを踏まえ、引き続き検討が必要である。

地域運営組織の実態

地域運営組織とは

地域の生活や暮らしを守るため、地域で暮らす人々が中心となって形成され、地域内の様々な関係主体が参加する協議組織が定めた地域経営の指針に基づき、地域課題の解決に向けた取り組みを持続的に実践する組織

活動実態 (平成30年度 総務省調査 (全市区町村対象 1,722市区町村回答))

○組織数： 4,787組織 (711市町村) [平成29年度 4,177組織 (675市町村)]

※地域運営組織が存在しない市町村でも約85%が必要性を認識

※ まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるKPI
平成32年度 5,000組織

○活動範囲： 主に小学校区の範囲で活動

○組織形態： 約86%が法人格を持たない任意団体、次いでNPO法人が約5%

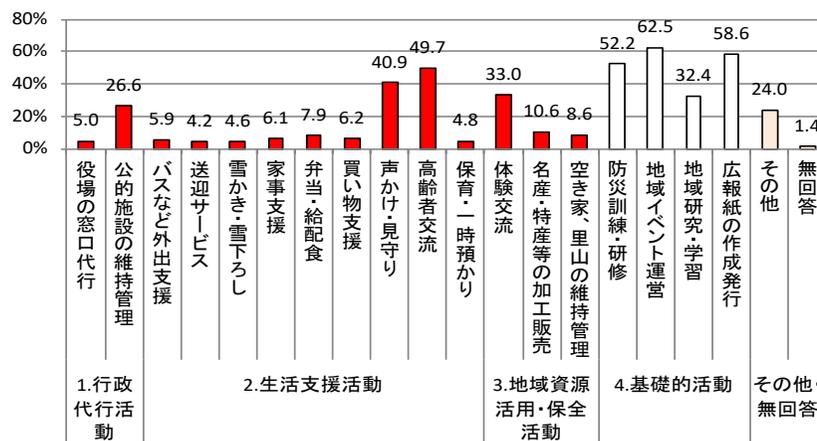
○活動拠点： 約90%が拠点を有しており、このうち約69%が公共施設を使用

○活動内容： 高齢者交流サービス、声かけ・見守りサービス、体験交流事業、公的施設の維持管理など多様

○収入源： 市町村からの補助金、構成員からの会費、公的施設の指定管理料、利用者からの利用料など

○課題： 人材 (担い手、リーダー、事務局) の不足、活動資金の不足、地域住民の当事者意識の不足など

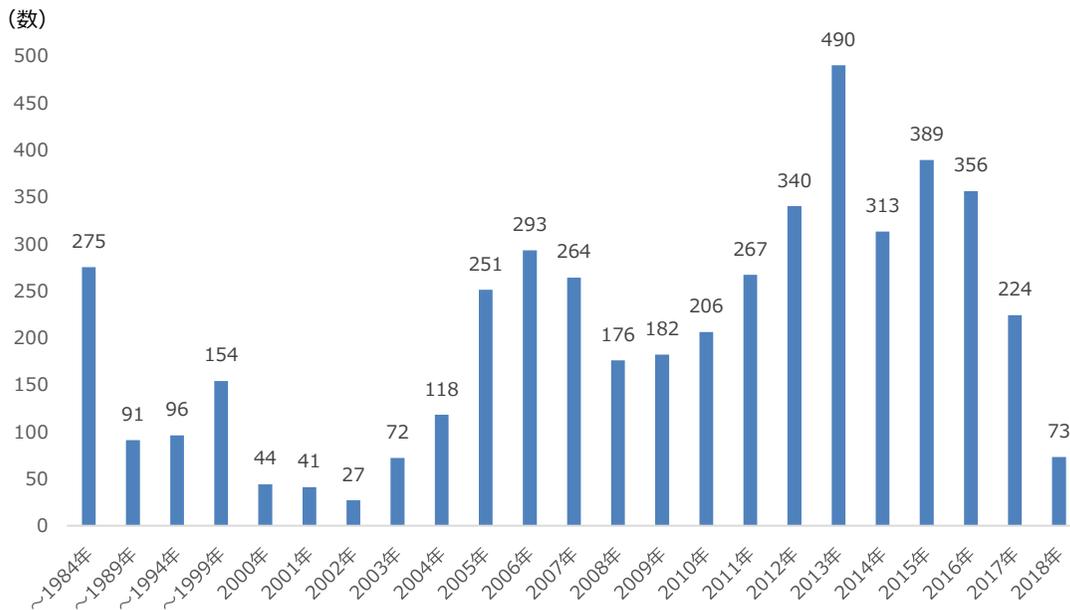
問1-6活動内容



平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

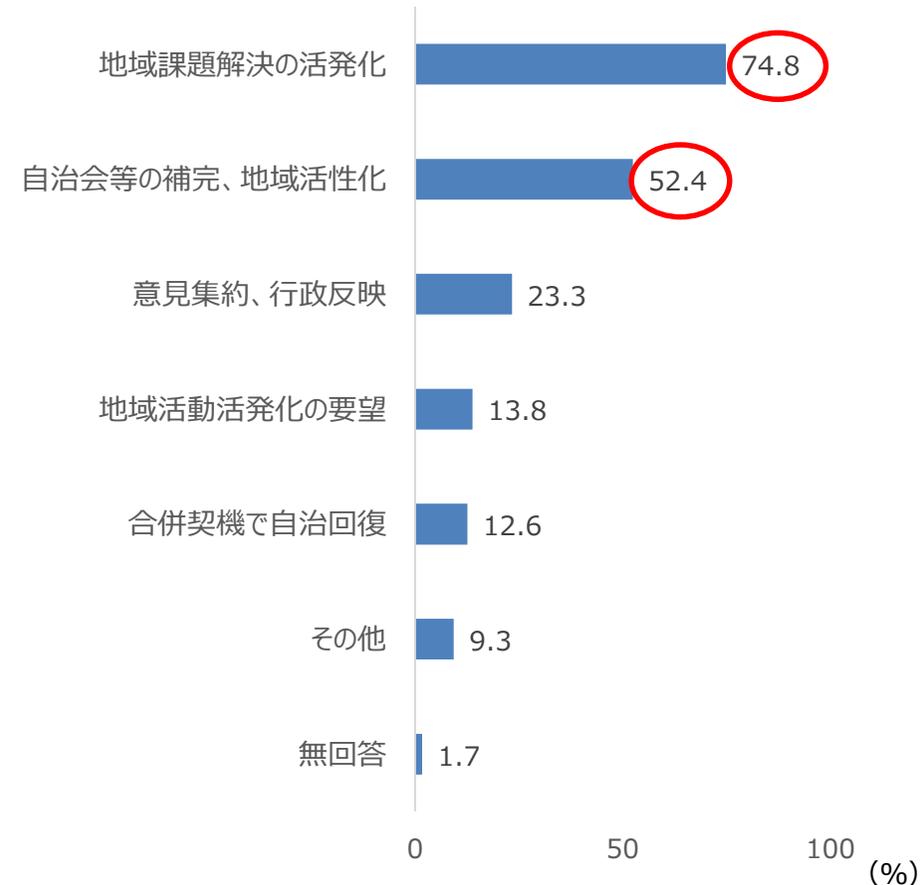
◆ 地域運営組織の設立時期

地域運営組織は、平成16年（2004年）頃から設立数が増加。この時期は、市町村合併が多数なされた時期と重なっており、市町村合併を契機に地域運営組織の重要性が高まったものと考えられる。



◆ 地域運営組織の設立目的

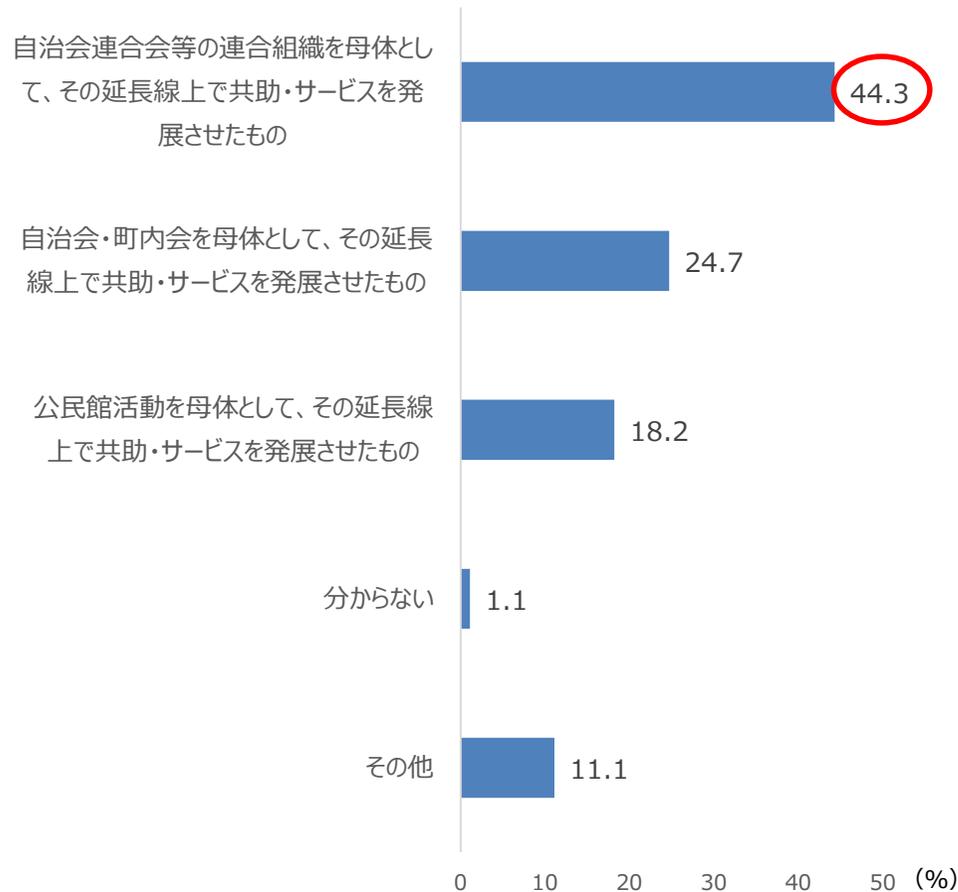
地域運営組織の設立目的としては、「身近な生活課題を地域住民自らが解決する活動を活発にするため」（74.8%）が最も多くなっており、次いで「自治会・町内会の活動を補完し、地域活性化を図るため」（52.4%）となっている。



平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

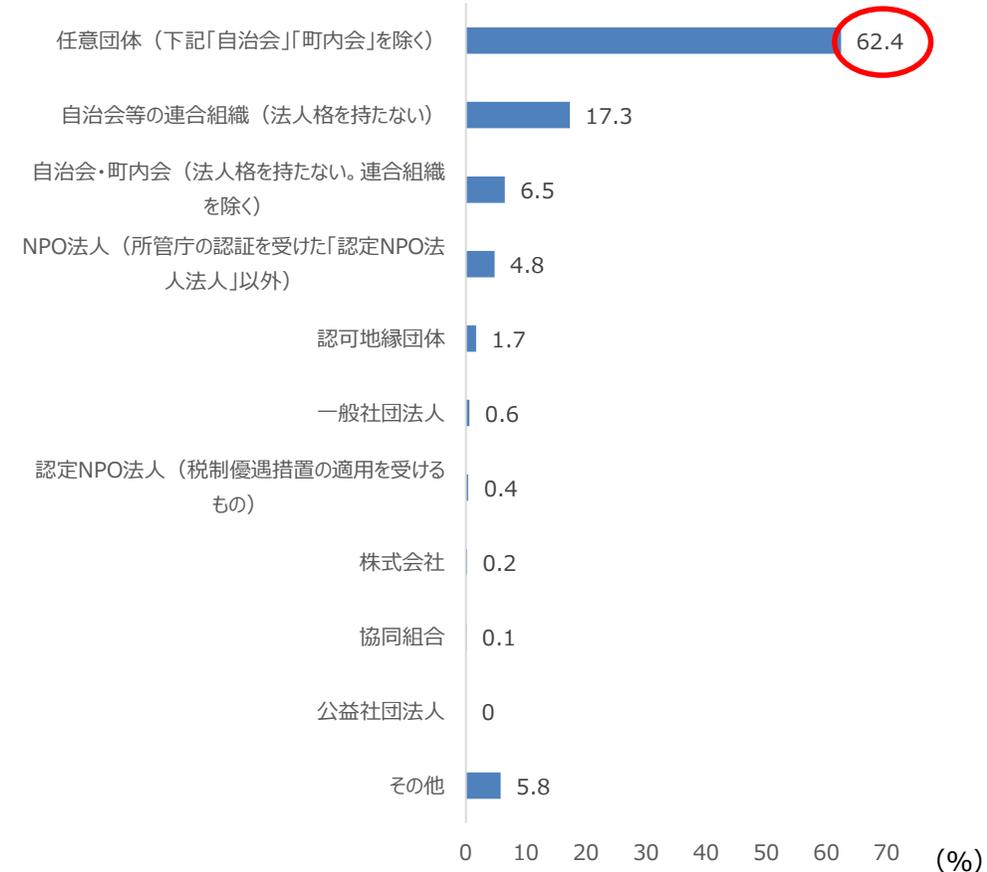
◆ 地域運営組織の母体

「既存組織を見直し、新たに地域運営組織の機能を追加」することで設立した組織については、「自治会・町内会の連合組織を母体として、その延長線上で共助・サービスを発展させたもの」(44.3%)が多くなっている。



◆ 地域運営組織の組織形態

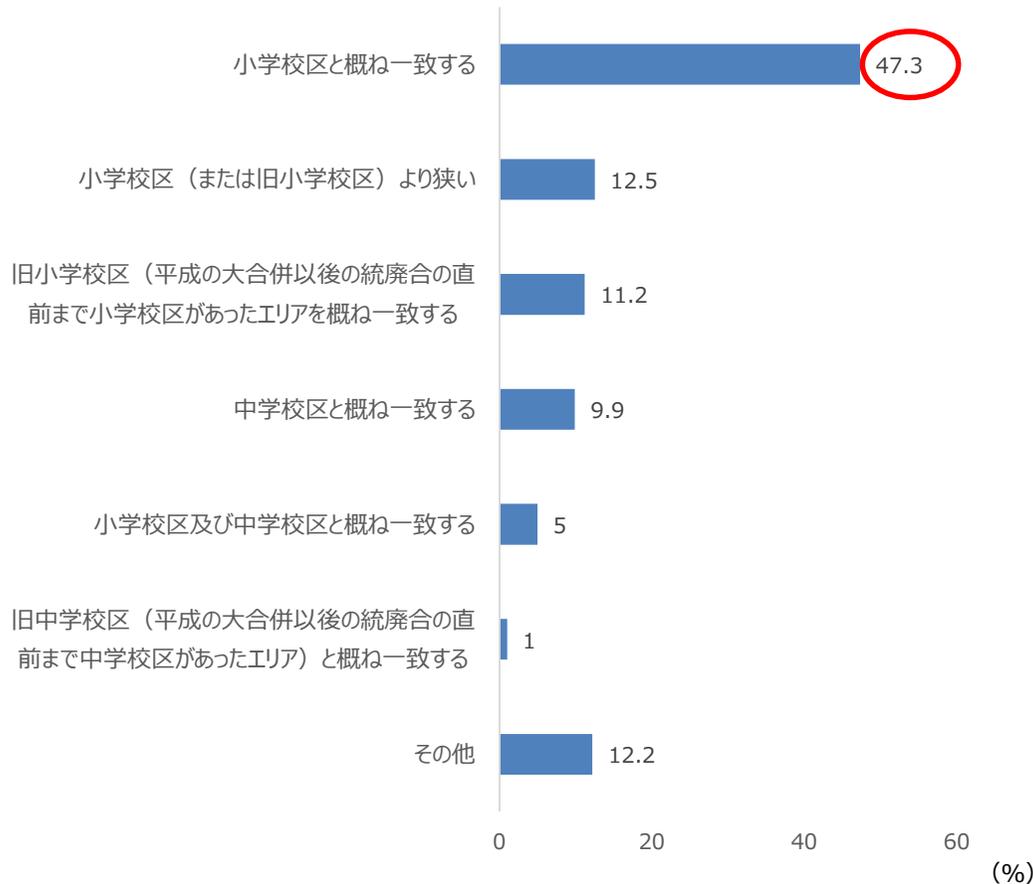
「任意団体（自治会・町内会及びその連合組織を除く）」(62.4%)が最も多くなっており、「自治会・町内会の連合組織（法人格を持たないもの。）」(17.3%)、「自治会・町内会（法人格を持たないもの。連合組織を除く。）」(6.5%)を加えると、86.2%が法人格を持たない任意団体となっている。



平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

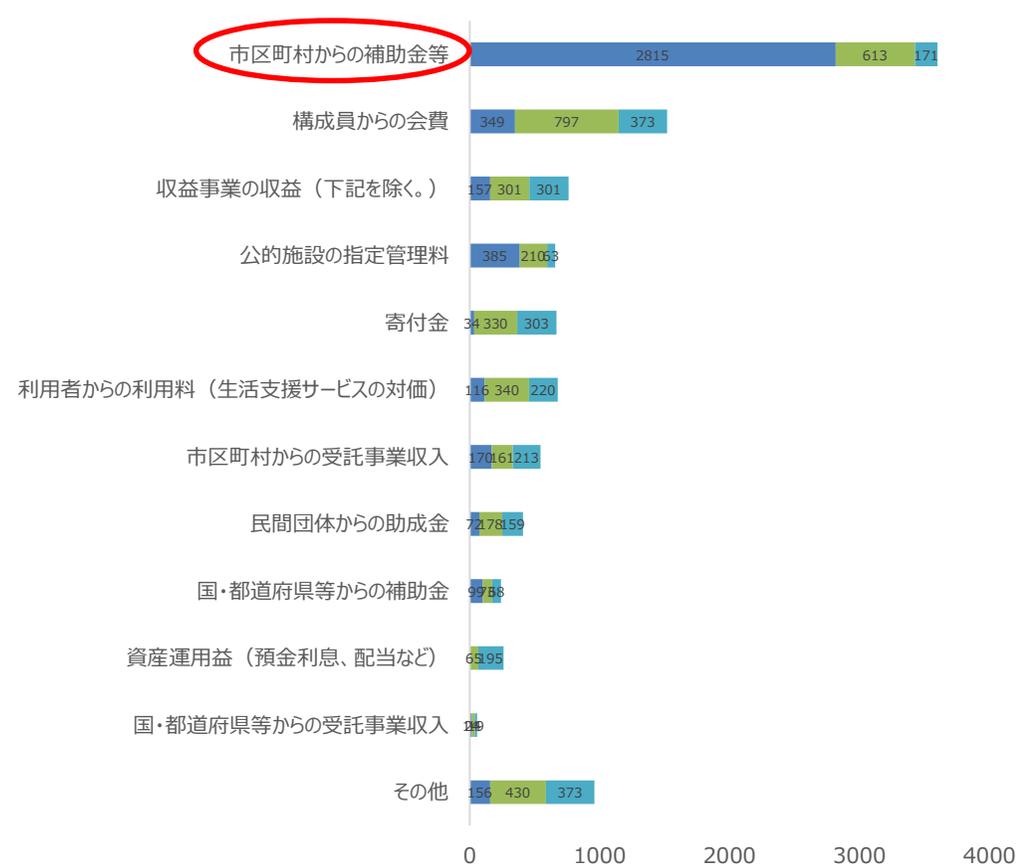
◆ 地域運営組織の活動範囲

活動範囲と学区との関係については、「小学校区と概ね一致する」(47.3%) が最も多くなっている。



◆ 地域運営組織の主な収入源

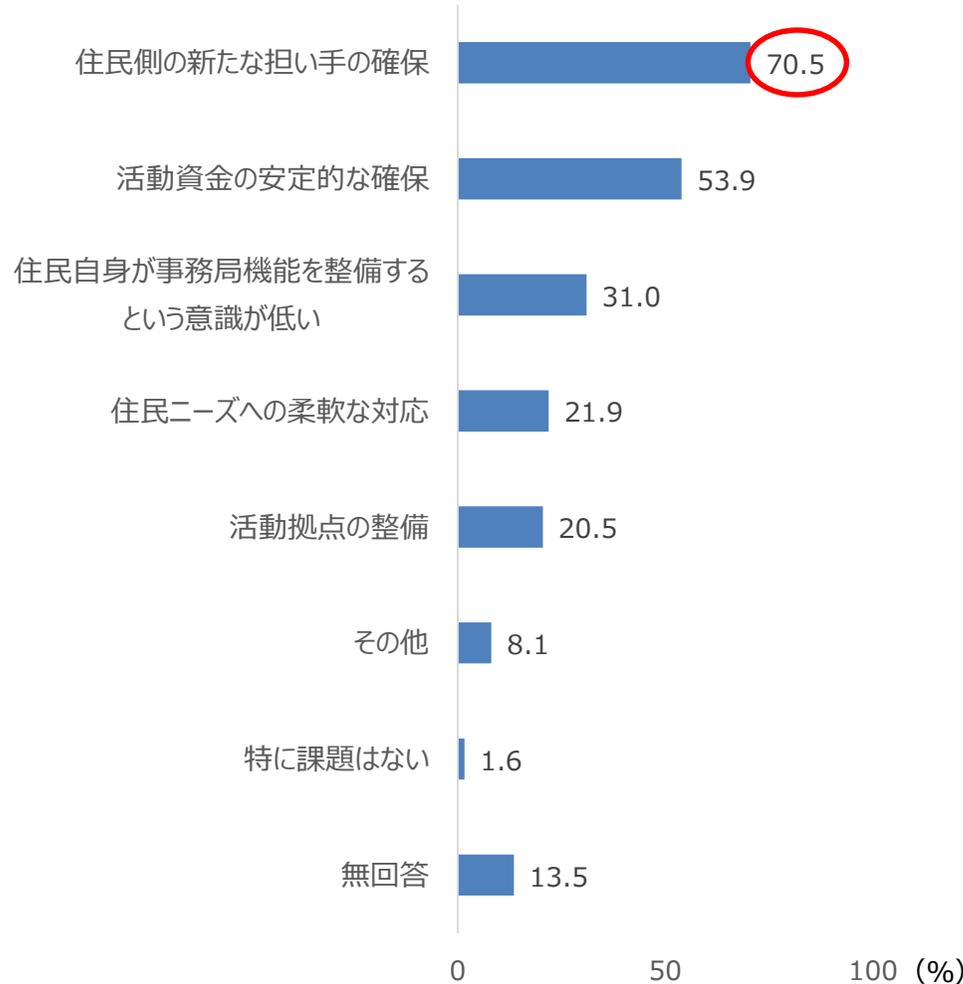
収入源としては、「市区町村からの補助金等」が最も多くなっている。一方、「受託事業収入」、「収益事業の収益」等の事業収入は少ない。



平成30年度「地域運営組織の形成及び持続的な運営」に関する調査

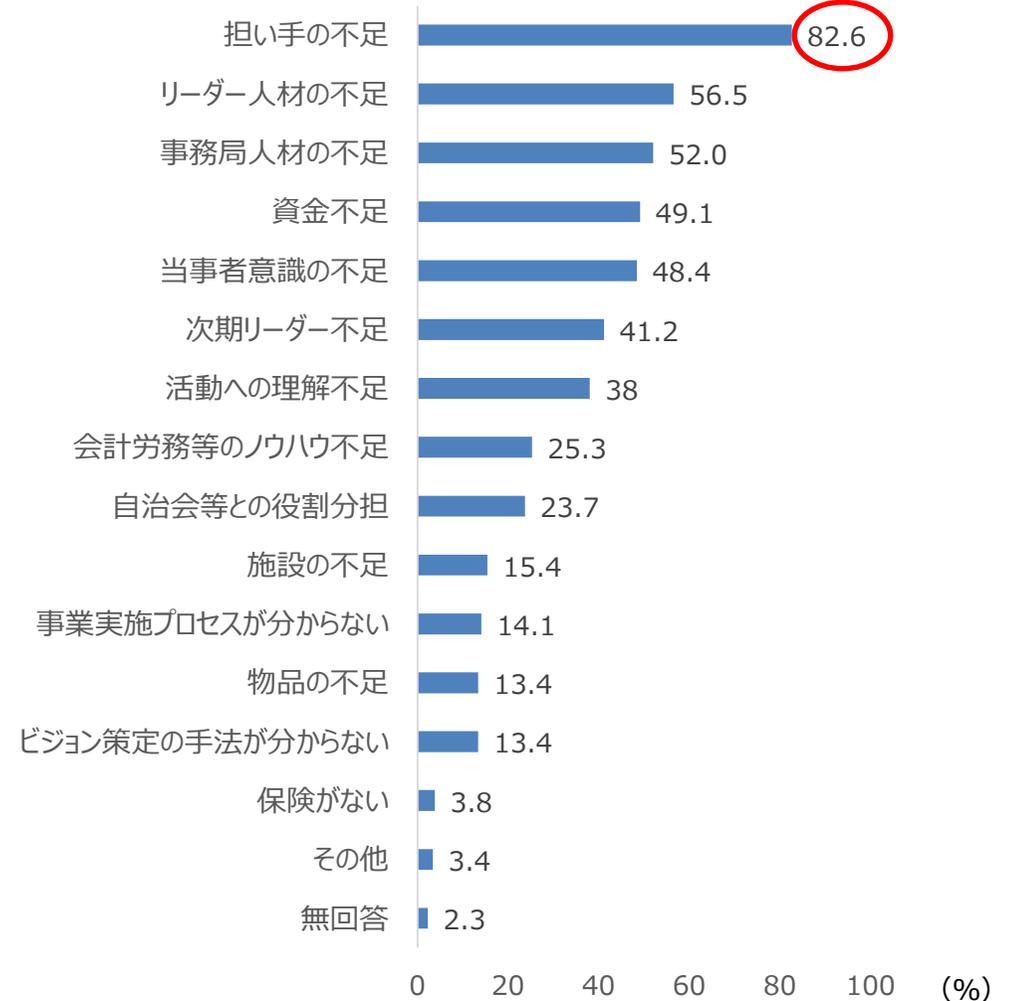
◆ 市町村が感じている地域経営への課題

地域運営について行政側が感じている課題認識としては、「住民側の新たな担い手の確保」が70.5%、「活動資金の安定的な確保」が53.9%、「住民自身が事務局機能を整備するという意識が低い」が31.0%であった。



◆ 地域運営組織が感じている活動上の課題

各組織における活動上の課題については、「担い手の不足」が82.6%を占め、最も多く、次いで「リーダー人材の不足」(56.5%)、「事務局人材の不足」(52.0%)、「資金不足」(49.1%)であった。



認可地縁団体制度の概要①（地方自治法第260条の2）

1. 制度の概要

（1）地縁による団体

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体

（2）認可を受けた地縁による団体の権利能力

法律上の権利義務の主体となり、認可地縁団体は法人格を有し、土地、集会施設等の不動産を団体名義で登記できる。
また、団体の活動に資する財産を団体名義で所有、借用できる。

（3）市町村長による認可要件

- ① その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等、良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っていると認められること
- ② その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること
- ③ その区域に住所を有する全ての個人は、構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員になっていること
- ④ 規約を定めていること

※ 規約に定める事項（法律で義務付けられているもの）

目的、名称、区域、事務所の所在地、構成員の資格に関する事項、代表者に関する事項、会議に関する事項、資産に関する事項

2. 認可状況

平成30年4月1日現在：51,030団体（全国の市町村の85%に所在） ※参考：地縁団体数296,800 団体（総務省調べ）

3. 主な特徴

（1）保有財産

○地域的な共同活動のための不動産又は不動産に関する権利等※を保有しているか、保有する予定があることが認可の前提

※不動産又は不動産に関する権利等とは、

- ① 不動産登記法第3条各号に掲げる登記することができる権利（土地、建物の所有権、地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、貸借権、採石権）
- ② 立木の所有権、抵当権
- ③ 登録を要する金融資産（国債、地方債、社債）
- ④ ①～③のほか地域的な共同活動に資する資産（例えば、地縁による団体が地域社会の維持形成のため、当該区域において実施する除雪のための車両、福祉の用に供する車両又は警備の用に供する車両や船舶等）

認可地縁団体制度の概要②（地方自治法第260条の2）

3. 主な特徴（つづき）

（2）構成員

- 区域に住所を有する全ての個人は構成員となることができるものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。なお、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。
- 構成員は個人のみが対象であり、団体は構成員となることができない。なお、団体の意思決定への参加や直接の活動は行わないものの、規約等に「賛助会員」として位置付け、その活動に参加することは可能であると考えられる。

（3）総会等

- 総会は団体の最高意思決定機関であり、すべての構成員をもって構成されるものである。なお、総会を度々招集することは実際にはきわめて困難であることから、規約に定めることにより、役員会において実務上の執行に関する事項等を決定することができる。

（4）活動内容

- 地方自治法上、目的や事業に特段の制限はなく、規約に定めた範囲で活動できる。
活動例：区域における集会施設の維持・管理、清掃等の環境整備活動、寝たきり老人への慰問等の社会福祉活動、スポーツ大会、レクリエーション活動、防災・防火活動、交通安全・防犯活動等

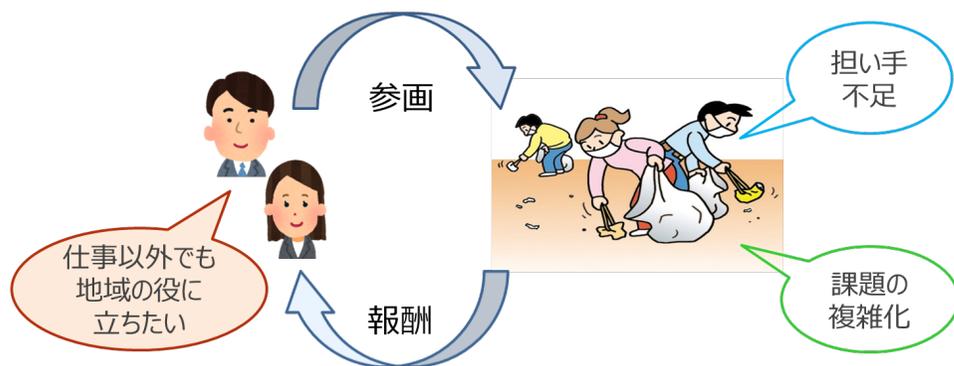
（5）作成すべき書類

- 地方自治法上、作成が義務付けられているものは財産目録のみであるが、事業計画・事業報告及び予算・決算は団体にとって重要事項であるから、規約に定めて作成することが適当である。

地方公務員による地域活動従事～地域貢献応援制度（兵庫県神戸市）～

「地域貢献応援制度」導入の経緯

- 平成29年4月より、「営利企業への従事等の許可」（地方公務員法第38条）の運用形態の一つとして導入。
- 制度設計の背景には、地域団体やNPO等において、高齢化等に伴い、担い手不足が進んでいることがある。
- 市の職員が、知識・経験等を活かして市民の立場で、地域における課題解決に積極的に取り組むことを後押しすることを目的としている。



制度利用累計 6件



活動内容：須磨海岸での障害者支援活動

須磨海岸を皆が気軽に楽しめるユニバーサルビーチにすることを目的に、NPO法人を設立。運営側の立場からみても、ボランティア＝無償ではなく対価を得るという形で評価できる。この制度を利用して、神戸をよりよい街にしたいという志を持った市民活動家が一人でも増えてほしい。

「地域貢献応援制度」の許可要件

対象職員

- 一般職の職員
- 活動開始予定日において**在職6ヶ月**以上

赤字は平成30年12月以降に緩和した要件

対象活動

- 報酬等を得て行う、公益性の高い継続的な地域貢献活動
- 社会的課題の解決を目的とし、**神戸市内外問わず**地域の発展・活性化に寄与する活動

要件審査

- 勤務成績が良好
- 勤務時間外、週休日及び休日の活動
- 許容できる範囲の報酬
- 過去5年以内に活動する団体との契約、補助、指導、処分を行う職に就いていない
- 営利を主目的とした活動でない

活動内容：手話通訳活動

手話を必要とする市民が来庁されたことを機に手話を学び始め、より多くの人役に立ちたいという思いから、NPO法人へ手話通訳者として登録。

手話通訳活動を行うと報酬が出るため、活動を躊躇していたが、地域貢献応援制度の利用で安心して活動できている。

その他の事例

- NPOによる農村地域の古民家の利活用調査
- 農会におけるJA等関係団体との調整
- 産後ケアトレーニング教室の開催
- スポーツ推進委員（他自治体）



地方公共団体における民間企業との人的交流について

地方公共団体 → 民間企業

研修派遣

地方公務員法第39条に規定する研修の一環として、民間企業に職員を派遣

- 身 分：地方公務員
- 給与負担：地方公共団体が負担
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に基づく派遣

①公益的法人等への職員派遣 (地方公務員の身分を有したまま、対象法人へ派遣)

- 身 分：地方公務員
- 給与負担：原則、公益的法人等が負担※
※委託業務や共同業務に従事する場合は、地方公共団体の負担可
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用

②株式会社（地方公共団体出資）への職員派遣 (地方公共団体を一旦退職したうえで、対象法人へ派遣)

- 身 分：派遣先の株式会社の従業員
- 給与負担：派遣先の株式会社が負担
- 服務規律：適用なし

民間企業 → 地方公共団体

研修派遣

各企業が実施する研修の一環として、地方公共団体に従業員を派遣

- 身 分：民間企業の従業員
- 給与負担：民間企業が負担
- 服務規律：地方公共団体と民間企業との協定に基づく

任期付職員として採用

- 身 分：地方公務員※
※任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（地方公務員法第38条）
- 給与負担：地方公共団体が負担
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用

非常勤職員として採用

- 身 分：地方公務員※
※任命権者の許可を受けることで、派遣元民間企業の従業員としての身分を併せ持つことが可能（地方公務員法第38条）
- 給与負担：地方公共団体が負担
- 服務規律：地方公務員法上の服務規定が適用※
※特別職の非常勤職員として採用された場合は、適用なし

行政のデジタル化について

市区町村における情報システム経費の調査結果（平成29年度分）

1. 情報システム経費の全体像

平成29年度当初予算における1,741市区町村の基幹系システム及び内部管理系システムに係る整備経費及び運用経費について、総務省の調査結果を取りまとめたもの

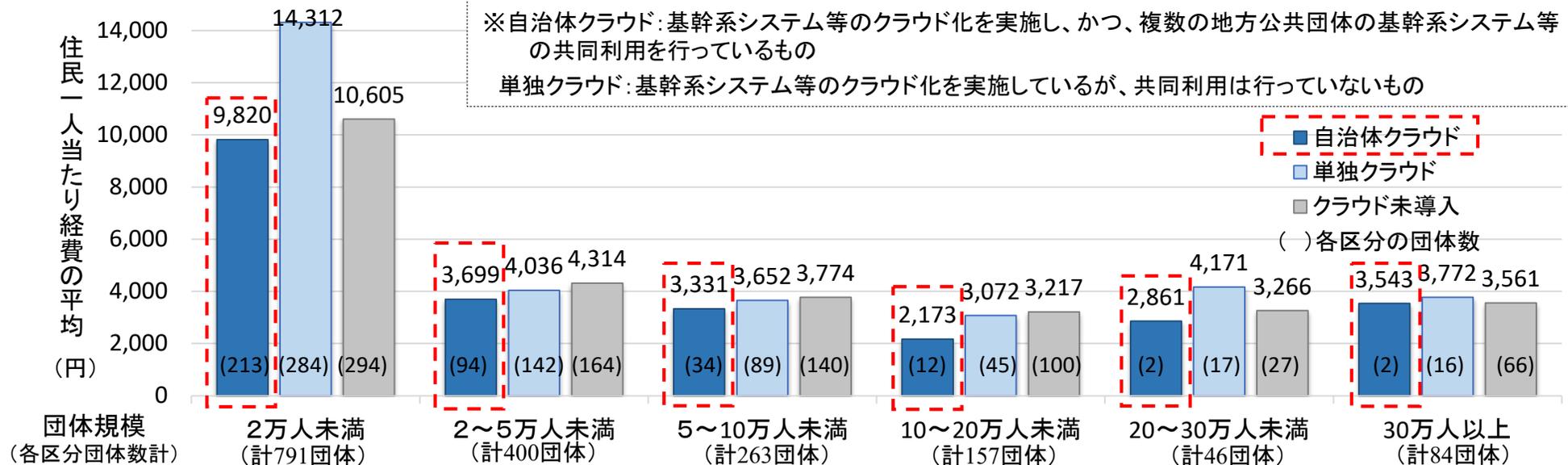
全市区町村の情報システム経費の合計額	住民一人当たりの経費(※)
4,786億円	3,742円

2. 人口規模ごとの状況

(※) 4,786億円を住民基本台帳に基づく人口(1億2,790万7,086人、平成29年1月1日時点)で除したもの
 なお、全市区町村の平成28年度普通会計決算額は56.5兆円(平成29年度市町村普通会計決算の概要より)

	2万人未満	2～5万人未満	5～10万人未満	10～20万人未満	20～30万人未満	30万人以上
人口規模区分の総経費(億円)	487	531	664	692	409	2,003
住民一人当たり経費 人口規模区分平均(円)	11,724	4,071	3,675	3,096	3,583	3,601
人口規模区分における 一団体当たり経費(億円)	0.6	1.3	2.5	4.4	8.9	23.8

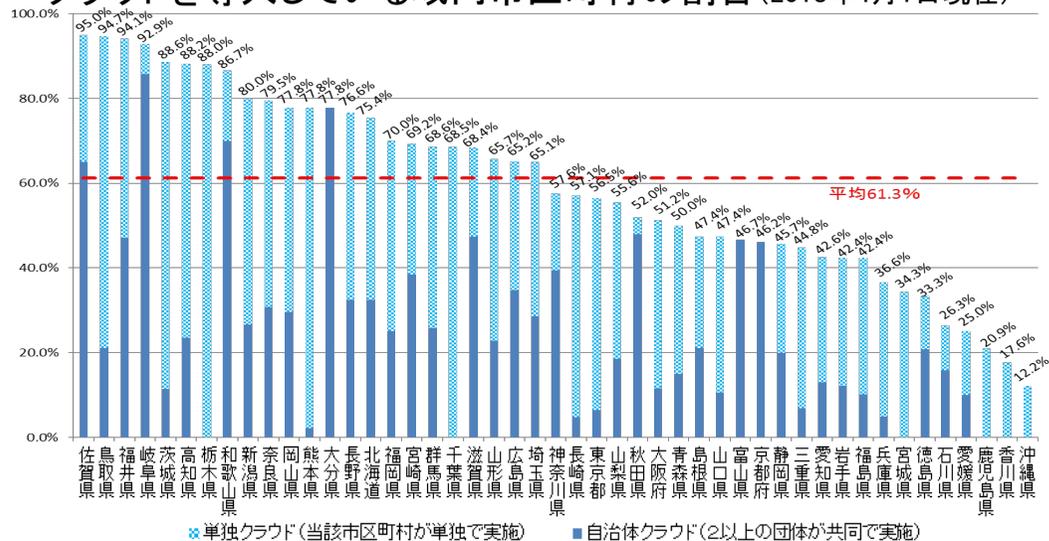
3. クラウド導入団体と未導入団体の状況



市区町村における基幹業務システムのクラウド導入の現状

- 都道府県において、県内市区町村のクラウド導入の状況にはばらつきがある。
- 人口5万未満では約3割、人口5万以上20万未満では約5割がクラウドを導入していない。
- 人口20万以上の自治体では、約5割がクラウド導入を行っておらず、複数団体でのクラウド導入は、約3%しかない。

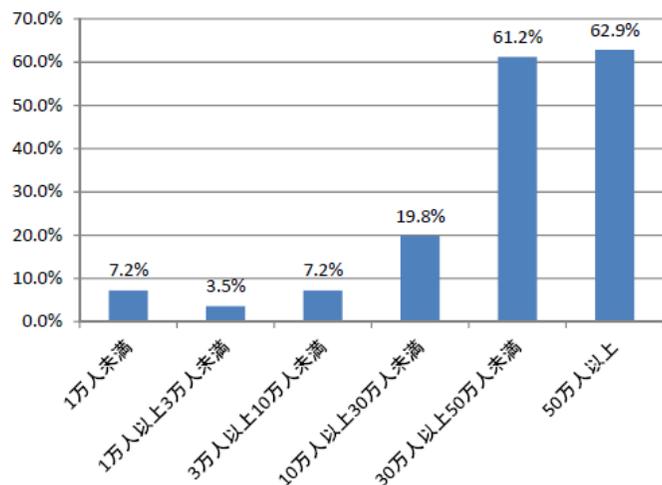
クラウドを導入している域内市区町村の割合(2018年4月1日現在)



基幹業務システムのクラウド導入状況(団体規模別)

	5万人未満		5万人以上 20万人未満		20万人以上		合計
	団体数	割合	団体数	割合	団体数	割合	
導入済み	349	29.1	54	13.1	4	3.0	407
導入予定	91	7.6	22	5.4	3	2.3	116
単独導入済み	474	39.6	152	37.0	41	31.1	667
単独導入予定	42	3.5	46	11.2	16	12.1	104
未導入	242	20.2	137	33.3	68	51.5	447
合計	1,198	-	411	-	132	-	1,741

メインフレームの残存団体割合(H26)



※「自治体クラウド」は、複数の地方自治体による共同クラウドを指す。

人口20万以上でクラウド導入済みの団体一覧

●自治体クラウド(4団体)

- 【指定都市】なし
- 【中核市】豊橋市、岡崎市
- 【特別区】なし
- 【それ以外】長岡市、富士市

●単独クラウド(41団体)

- 【指定都市】千葉市、相模原市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
- 【中核市】函館市、福島市、前橋市、高崎市、越谷市、柏市、八尾市、尼崎市
- 【特別区】品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、豊島区、荒川区、板橋区、練馬区、葛飾区
- 【それ以外】伊勢崎市、太田市、草加市、松戸市、市原市、府中市、西東京市、町田市、厚木市、大和市、福井市、春日井市、東浦町、明石市、松江市、佐賀市、鈴鹿市

政府の戦略等への掲載（行政のデジタル化関係）①

◆「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

第3章 経済再生と財政健全化の好循環

2. 経済・財政一体改革の推進等

(1) 次世代型行政サービスを通じた効率と質の高い行財政改革

① デジタル・ガバメントによる行政効率化

国及び地方自治体等の情報システムやデータは、集約・標準化・共同化し、原則、オープンな形で誰もが利用でき、キャッシュフローを生み出す「公共財」となるよう設計する。地方自治体等の情報システムについては、財源を含めた国の主導的な支援の下で標準化等を進め、また、カスタマイズを抑制しつつ、各団体のシステム更新時期を踏まえた個別団体への助言を含む支援策により、自治体クラウドの広域化や大規模団体のクラウド化を計画的に推進する。

デジタル・ガバメントの早期実現に向け、マイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用し、既に行政が保有している情報について添付書類の提出を一括して撤廃するとともに、戸籍事務、罹災証明事務などの業務へのマイナンバー制度の利活用の拡大を進める。

(中略)

(地方自治体のデジタル化の推進)

地方自治体におけるデジタル・ガバメントを実現するため、デジタル手続法に基づく取組について地方自治体への展開を促す。**自治体行政の様々な分野（※）で、団体間比較を行いながら、地方自治体及び関係府省庁が連携して、ICTやAI等の活用、業務プロセスやシステムの標準化等による業務効率化を進める。**関係府省庁は、地方自治体と連携して横展開可能なAIを開発し、全国に広げていく。ITに係る地方自治体への補助金の効率化を図るとともに、**財源を含めた国の主導的な支援の下で情報システムやデータの標準化を推進する観点から、IT予算の一元化を契機に、内閣官房が中心となり関係府省庁が連携して、地方自治体のデジタル化の取組を後押しするための政策に関する検討を進める。**

総務省は、Society 5.0時代にふさわしい自治体行政のデジタルトランスフォーメーション実現に向け、技術面、人材面、財源面、業務面からの課題を早急に洗い出し、AI・ICT化、クラウド化等を抜本的に進める計画を策定することとし、そのための工程を2019年末までに明確化する。

地方自治体が保有するデータについて、個人情報保護を徹底しつつ、その活用方策の考え方を2019年度内に整理し、地方自治体におけるデータ活用の取組を推進する。

(※) 例えば、インフラの点検・維持補修、国保や介護保険事務、保育所入所審査等

政府の戦略等への掲載（行政のデジタル化関係）②

◆「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）抜粋

I. Society5.0の実現

5. スマート公共サービス

（2）新たに講ずべき具体的施策

ii) 行政機関におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進

③ 地方の行政機関における先進技術の更なる活用

地方公共団体における業務の更なる効率化、システムや AI・RPA などの ICT の共同利用のため、住民記録システムなどの自治体情報システムの標準化及び業務プロセスの自治体間比較を通じた標準化モデルの構築を2019年度から進めるとともに、AIの標準化やRPA導入補助を強力に推進し、遅くとも2020年代に各行政分野において標準システムやAI・RPA等のサービスの全国的な提供、地方公共団体における全ての手続の原則電子化・ペーパーレス化を実現する。

◆「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（IT戦略）（令和元年6月14日閣議決定）抜粋

第1部 世界最先端デジタル国家創造宣言

Ⅲ. 我が国社会全体を通じたデジタル・ガバメント

3 地方公共団体のデジタル化

（2）地方公共団体におけるシステム等の共同利用の推進

（略）

現段階においても、デジタル技術を積極的に活用して先進的な取組を行っている地方公共団体があるものの、デジタル化の取組が進んでいない団体も数多く存在する。このような状況の中で、**我が国の地方公共団体全体のデジタル化を進めるためには、地方公共団体のデジタル化を支えるシステム等を個別に構築することは非効率であることから、今後は、地方公共団体におけるシステム等の共同利用を推進していくべきである。**

（中略）

更なるシステム等の共同利用の方策として、例えば、国がシステム等のプラットフォームを作り地方公共団体が利用する方法や、**行政分野ごとに全国共通の標準仕様書を作成し、地方公共団体はシステム等の更新時期に合わせて標準仕様書に準拠したシステム等を導入する方法**、地方公共団体が共同利用することを前提として開発した優良なシステム等を横展開していく方法等が考えられる。

（略）

（上田 全国知事会会長）

（略）

特にAIを活用したシステムについては、個々の地方公共団体で開発コストを負担するのは厳しいので、各地方公共団体の独自性や自主性も尊重していただきながらも、国が共同開発の枠組みを呼びかけていただくと、とても良いのではないかと考えております。

（立谷 全国市長会会長）

（略）

最後に、先ほど上田知事がおっしゃったことですが、**AI化に伴って、行政システムも標準化していかないといけません。**今まで行政情報システムというのは、市町村ごとに入札して、それぞれ交渉してきたわけです。ですが、**住基システムなどは全国同一ですから、私は、これを国で標準化してもらいたい。**我々が個々に事業者と交渉するのではなくて、**国でモデルパターンを作ってもらおう。**システム内容をどのようにするかというのは地方分権に関わることですが、入札の方は、私は、地方分権を侵害することにはならないと思うのです。また、私が非常に心配するのは、AIの進展によって、地域間の格差が広がることです。ですから、国である程度標準化したシステムを国の財源で作ってもらい、我々が上手く利用できるようにしていただきたい。

（石田 総務大臣）

（略）

行政のデジタル化についても、スピード感を持って取り組む必要があります。そのため、**地方公共団体、事業者、総務省の三者で住民記録システムの標準化について検討する場をできるだけ早期に設けたいと考えています。**

地方公共団体においては、検討に参画いただくとともに、標準仕様が出来上がれば、更新時期も踏まえ、標準に準拠したシステムを速やかに導入するなど、デジタル化を効率的に進めるようお願いいたします。

自治体の情報担当職員をとりまく変化

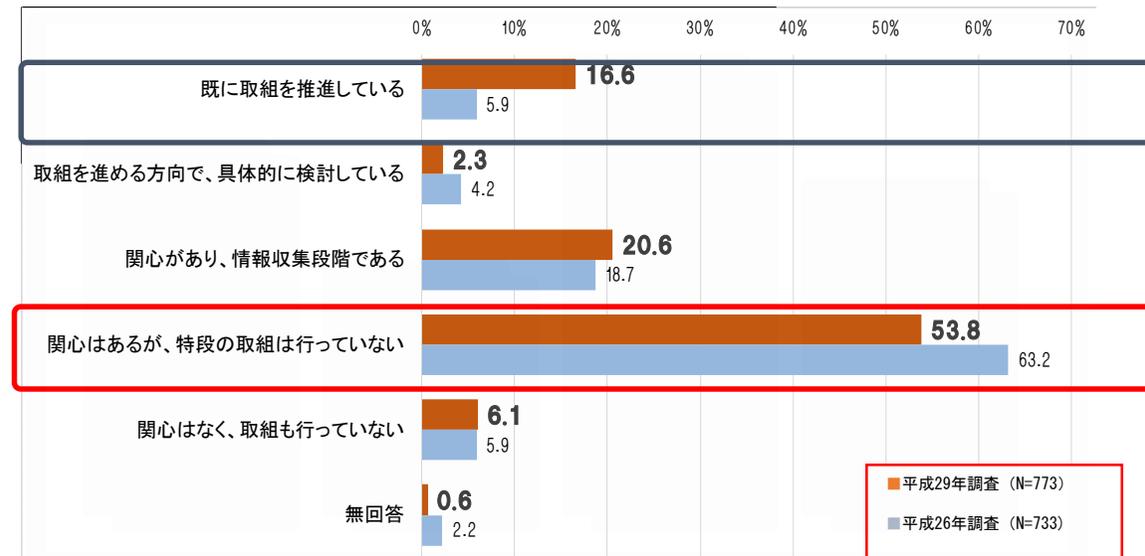
- 近年、ICTの重要性は増すばかりであり、情報担当職員の役割は、これまではシステムの構築・保守管理が主であったが、今では、情報・データの利活用やAI・RPAの活用まで多様化している。
- これらについて、先進的に取り組む自治体が出て来ている一方で、地域におけるICT/IoT利活用に「関心」があるものの、実際に具体的な「行動」に移せていない自治体はまだ多数存在

ICTを活用した取組例とその現状

- ✓ 和歌山県データ利活用推進センターでは、総務省の統計データ利用センターと連携して、行政が抱える具体的な課題に対し、データを活用した高度な分析・研究を行うとともに、証拠に基づく政策立案(EBPM)の取組を進めている。
- ✓ 福井県鯖江市では、オープンデータの取組を進めており、200種類のデータを公開することで、バス乗客リアルタイムオープンデータシステムなど250種類のアプリが民間で作成され、市民との協働によるまちづくりに繋がっている。
- ✓ 休日診療医療機関案内等をAIチャットボットで行う等、AIを導入して住民サービスの向上に取り組む団体は、都道府県で約36%、指定都市で約60%あるが、その他の市区町村では約4%に過ぎず、導入予定もなく、検討していない団体が7割以上(1,212団体)(2018年11月1日現在)

- ✓ 地域におけるICT/IoT利活用に「関心」がある自治体は約9割を超えるが、実際に具体的な「行動」に移せていない自治体はまだ多数存在

「ICT/IoTを活用した地域活性化・地域課題の解決」への取組(地方自治体アンケート)



(出典)総務省「地域IoT実装状況調査」(平成29年)

公的研修機関による集合研修（行政関係者のICTリテラシー向上）

1. 自治大学校における研修

- 地方公共団体に対し、地方公務員法第39条「研修」に関する技術的助言を行うことを目的の一つとして設置
- 地方公務員の研修モデルとして、実際に幹部候補生（係長～課長級）を対象に高度な研修を実施
- 本年度の研修計画でも、証拠に基づく政策立案（EBPM）の推進及びICTの活用を重点事項として具体的に研修内容に織り込み、実施
- 研修課程の約半分を占める演習では、様々なソフト（データ分析等）を使いこなし、業務の改善を行うことを実習させる
- 演習の主体を占める政策立案演習では、ICTによる業務改善や将来の利活用等を具体的に検討させている
例）・保育所での情報タブレットの新たな利用可能性の検討
・ICT活用による福祉業務や窓口業務の改善方策の検討 等
- 講義形式でICTやAIの活用（「人事評価と人材育成」、「ICTの動向と地方行政」）、情報セキュリティ（「情報セキュリティ」）等を実施

2. その他の機関における研修

※2019年度に実施又は実施予定のもの

（1）（一財）地方自治研究機構

10/24 「自治体AI活用実務講習会」【首長、議員、職員対象】

（2）JAMP（市町村職員中央研修所）

4/18、19 市町村長特別セミナー①【首長対象】
8/26～30 専門実務課程「ICTによる情報政策」【職員対象】
11/21～22 市町村長特別セミナー【首長対象】
1/9～10 市町村長特別セミナー「地域経営塾」【首長対象】※内容未定

（3）JIAM（全国市町村国際文化研修所）

8/5～9	「人事評価制度とその運用の実際」【職員対象】
10/28～30	「これからの自治体業務改革～制度の動向と先進事例」【職員対象】
10/31～11/1	市町村長特別セミナー「地域経営塾」【市区町村長、副市区町村長、部長級職員対象】
11/6～7	巡回アカデミー【職員対象】
11/18～19	第2回市町村議会議員特別セミナー【議員対象】
1/15～17	「人口減少を前提としたこれからの自治体経営」【職員対象】

ほか

（4）（一財）全国地域情報化推進協会

8/26～30、11/11～15 自治体CIO育成研修【職員対象】

（5）J-LIS（地方公共団体情報システム機構）

※以下の研修は【職員対象】

5～7月に3回	新任情報化担当者セミナー
5月に2回	新任情報化管理者セミナー
6～1月に5回	情報セキュリティ対策セミナー
6～12月に3回	情報セキュリティマネジメントセミナー
6～10月に6回	ネットワーク基礎セミナー
8～1月に5回	ネットワーク応用セミナー
8/29～30	管理者のためのステークホルダーマネジメントセミナー
9/4～6	研修企画セミナー
10/11	トピックスセミナー
11/15	RPA活用セミナー

ほか

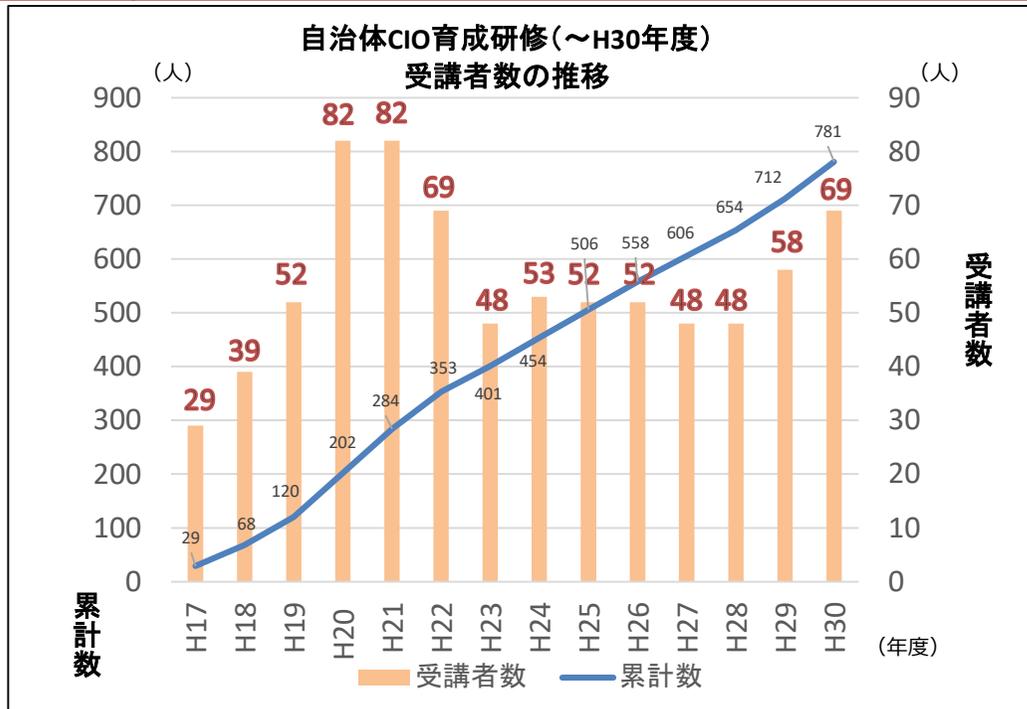
自治体CIO育成研修・地域情報化アドバイザー派遣

- 全国地域情報化推進協会 (APPLIC) では、総務省との共催により、地方公共団体における情報システムの適切かつ安全な管理、業務の効率化、効果的な地域情報化の展開などに資することを目的として、地方公共団体職員向け研修を実施(自治大学校にて夏5日間、秋5日間)。
- 総務省では、地域が抱える様々な課題を解決するため、ICTを活用した取組を検討する地方公共団体等からの求めに応じ、ICTの知見等を有する「地域情報化アドバイザー」を派遣し、ICT利活用に関する助言等を行っている。

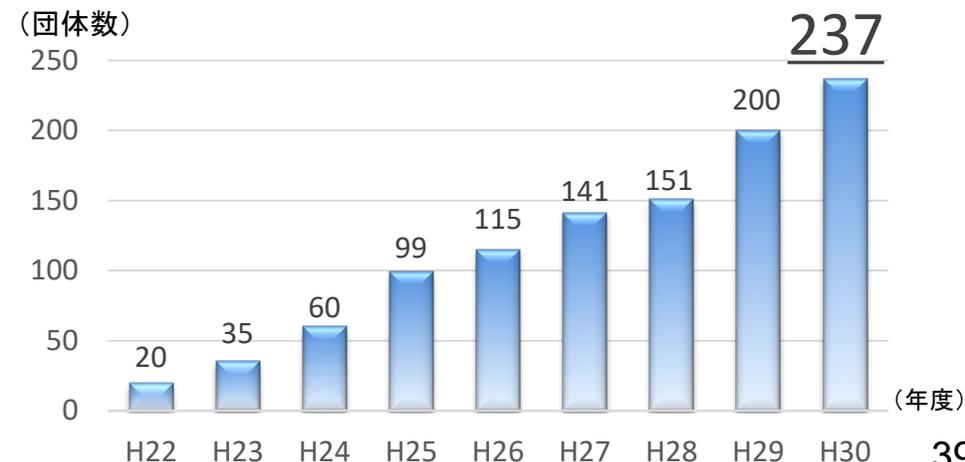
自治体CIO育成研修

受講対象者

- ・ CIO候補者あるいはCIO補佐官候補またはそうした役職となることが期待されている職員
- ・ 情報通信政策検討あるいは情報連携検討あるいは番号制度・官民連携、情報セキュリティ政策に携わる中堅・若手
- ・ APPLIC「自治体CIO育成地域研修」、J-LIS「情報通信政策研修」受講者



地域情報化アドバイザー

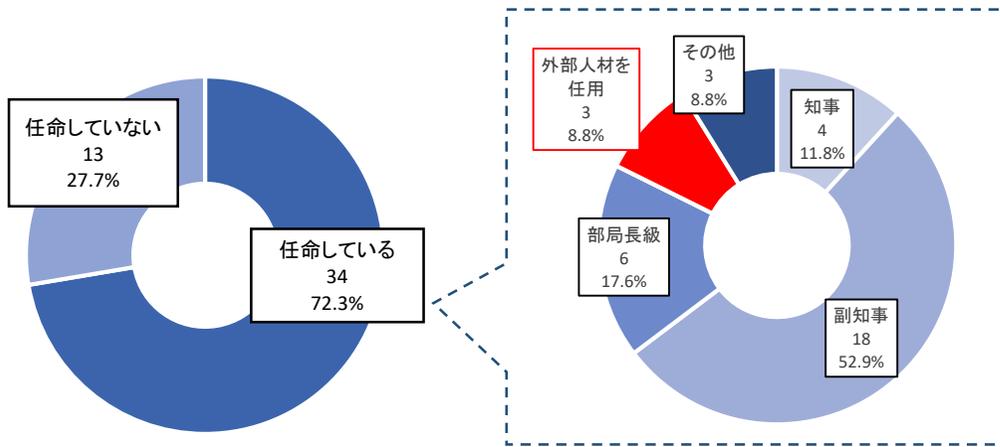


CIO、CIO補佐官の状況（内部／外部等）

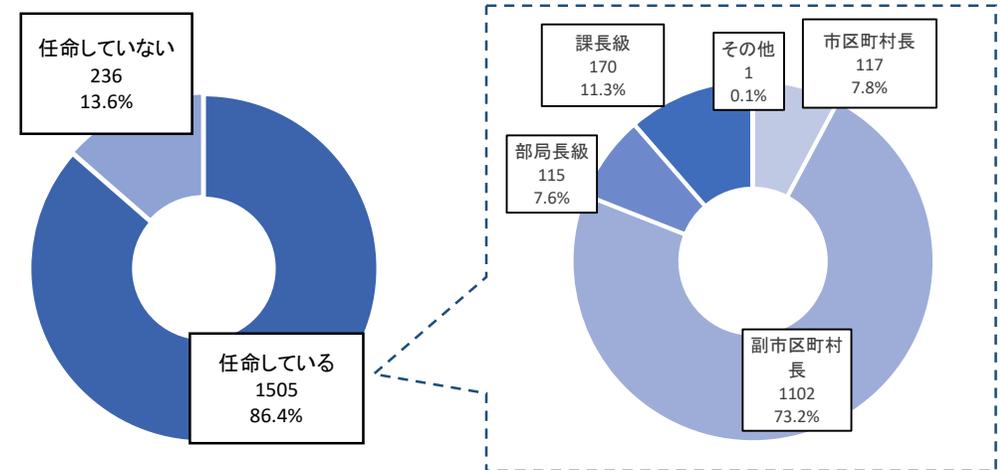
- CIOについては、首長の指示システムの明確化等の観点から、副知事や副市長等が任命される傾向。進展するICTの実情にキャッチアップするため、情報政策担当部門の職員がバックアップしている面もある。
- CIO／CIO補佐官を外部から任用している自治体数は都道府県は「8」、市町村は「37」

CIOの状況

都道府県

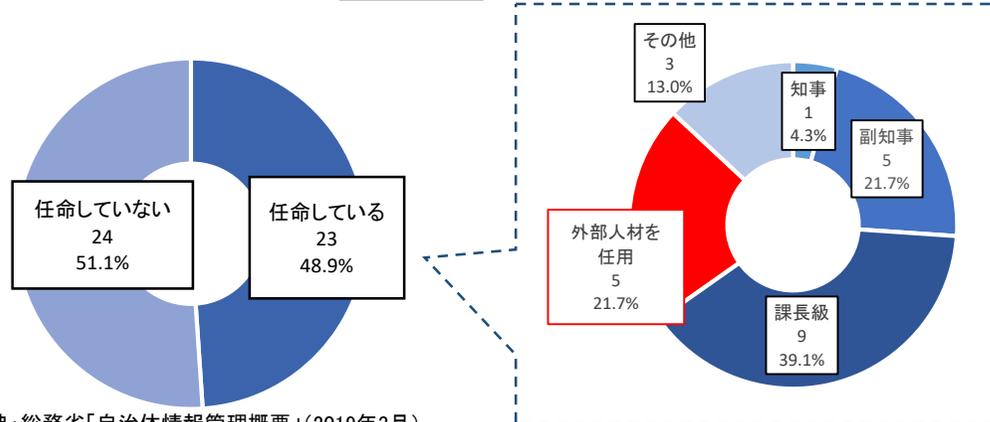


市区町村

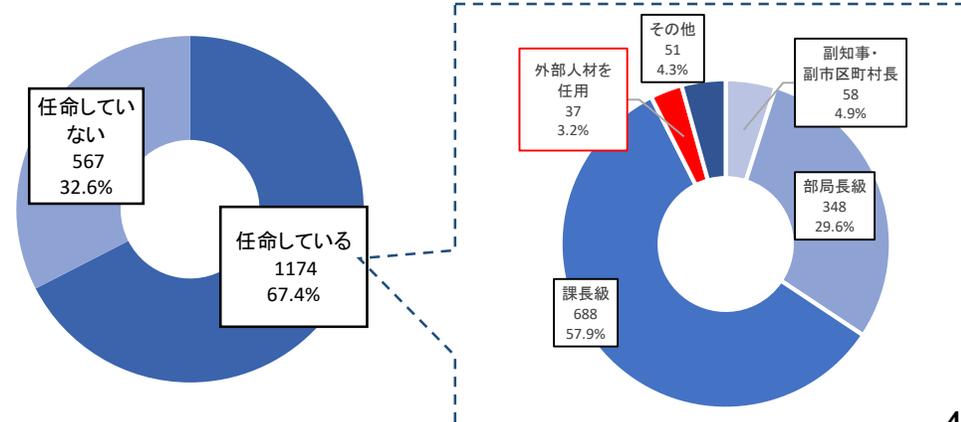


CIO補佐官の状況

都道府県



市区町村



地方自治体におけるAIの導入事例・導入状況

- 地方自治体においては、様々な種類のAIの導入(実証実験を含む。)が進みつつある。
- しかし、指定都市・中核市等の人口が一定規模以上の自治体を中心に導入され、小規模な自治体では導入が進んでいない。

AIの導入事例

AIチャットボット

- 福島県会津若松市**：AIを活用した問い合わせへの自動応答サービス。市民からの問合せに対して24時間365日対応可能。
- 岡山県和気町**：AIチャットボットを導入。全国の移住希望者の方が知りたいときにいつでも町の情報を入手できる。

議事録

- 愛知県東郷町**：音声書き起こしソフトによる会議録作成支援。職員の事務負担軽減に寄与するのか検討。
- 東京都港区**：AIによる議事録作成支援の運用開始、保育所AIマッチングシステムの実証実験。

道路管理

- 千葉県千葉市**：画像から路面の損傷程度をAIが自動分類する研究を実施。道路管理の省力化を実現。
- 北海道室蘭市**：AI技術（路面画像からひび割れを自動検出）を活用し、道路管理の効率化・省力化を実現。

スマート農業

- 北海道岩見沢市**：気象、土壌データなどを基としたAI解析のもと、農作業の最適化に資する各種情報提供を行う。
- 佐賀県みやき町**：AI・IoTを活用したスマート農業を普及させる実証実験。ドローンによる農場撮影や農薬散布。

福祉保健分野

- 沖縄県那覇市**：AIによる統計解析を行い、特定健診受診勧奨通知を最も効果的なメッセージで届ける。
- 愛知県豊橋市**：AIがケアプランを作成支援。ケアプランを実施した場合の将来予測と共に推奨するケアプランを提案。
- 埼玉県さいたま市**：AIによる保育所利用調整業務の省力化。入所申請者への決定通知を早期発信。
- 福岡県糸島市**：AIによる国民健康保険レセプト内容点検業務支援。点検業務のコスト削減、効果向上が期待。

職員の業務効率化

- 長崎県大村市**：AIを活用し、職員が業務を行う上で不明な点を自動で応答するサービス。全体的な業務効率化が期待。
- 大阪府大阪市**：区役所窓口の戸籍担当業務における的確な回答を表示するAIを活用。時間短縮と正確性の向上を図る。
- 兵庫県宝塚市**：AIで職員のパソコン操作ログを分析。職員の働き方を見直すため、業務の流れなどの実態を可視化。

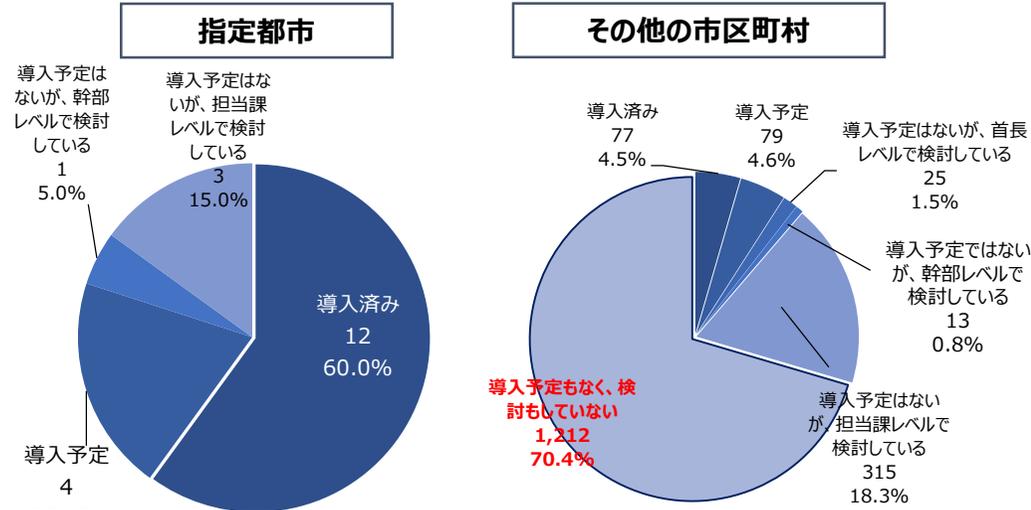
多言語翻訳

- 東京都港区**：多言語AIチャットサービスやAI翻訳システムを活用し、外国人に対して正確かつニーズにあった情報提供。
- 神奈川県綾瀬市**：自治体翻訳システムにより、窓口で日本語が得意でない外国人でも理解できる行政情報が取得可能。
- 福井県永平寺町**：AIを活用した観光案内による業務効率化。多言語AIコンシェルジュ導入により外国人の満足度の向上。

AIの導入状況

※導入は実証実験も含む。

2018年11月1日現在

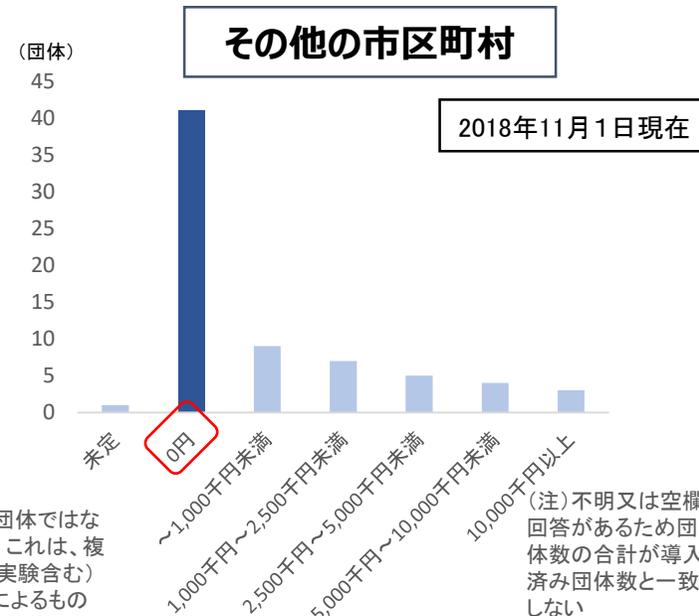
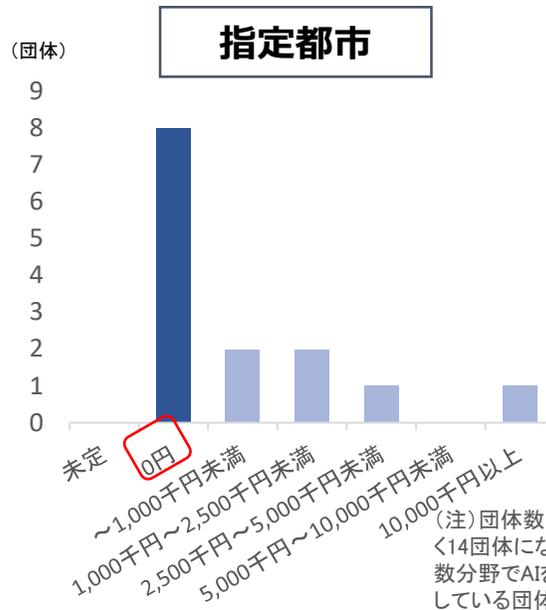
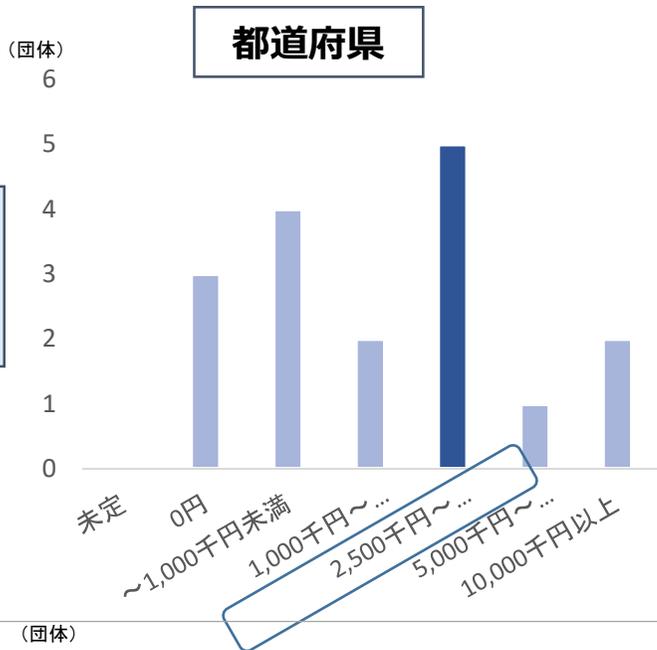


出典：総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」(2019年5月)

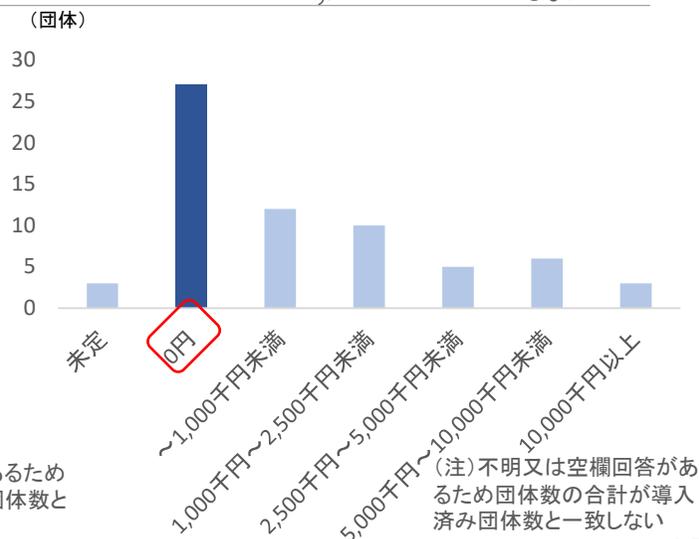
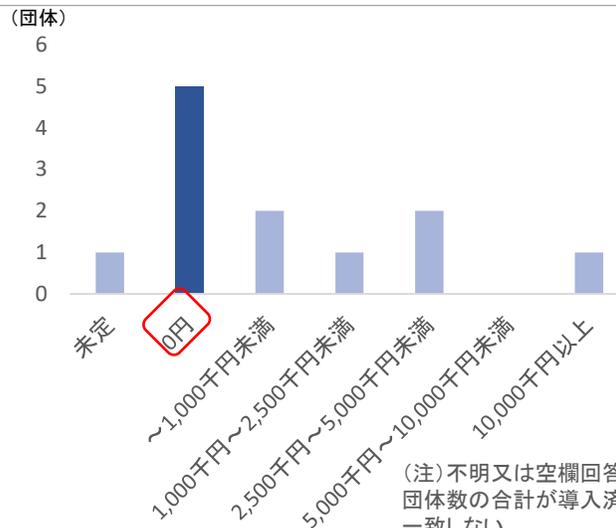
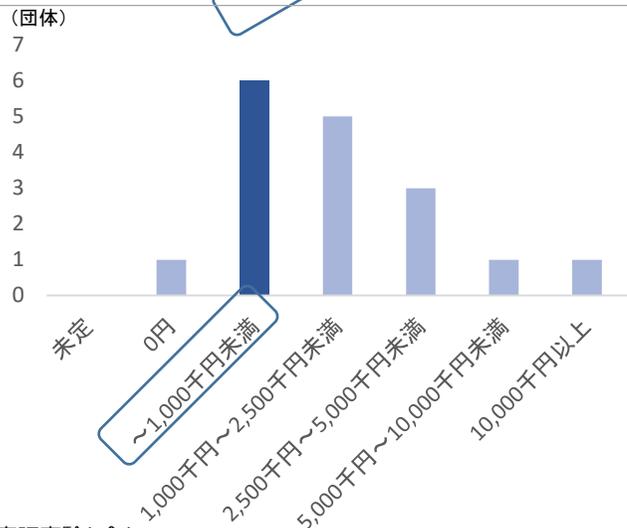
地方自治体におけるAIの導入費用・年間運用費用

- AIの導入団体の大部分は、**実証実験段階**で無償の導入である。
- 今後、こうした技術の**実装段階**で、予算額確保が課題となり、特にAIは単独自治体で導入することが難しくなることが考えられる。

導入費用



年間運用費用



※導入は実証実験も含む。
 出典:総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」(2019年5月)

AI等のICTの共同開発・利用について

- 自治体へのAI、RPA、IoT等のICTの導入は加速しているが、個々の団体でバラバラなものが導入されつつある。特にAIについては、単独導入では高価で普及が進まず、学習データの蓄積による性能向上も期待できない。
- そこで、総務省においては、共同利用するクラウドAIサービスの開発に向けた実証事業（「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」）を行うとともに、AI・RPA等のICTの共同導入を進めるために、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築する事業（「自治体行政スマートプロジェクト事業」）を実施
- 内閣官房IT総合戦略室においては、事業者が共同利用を前提に開発したICT製品を自治体に提案する場（「自治体ピッチ」）を設置予定

総務省

「革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業」

総務省

「自治体行政スマートプロジェクト事業」

内閣官房IT総合戦略室

「自治体ピッチ」

- 自治体において、「安心して」「安価で」「多様な」AIサービスを共同利用できる環境を整備するため、クラウドAIサービスの開発に向けた実証を実施
- 実証に当たっては、開発するサービスの汎用性及びクラウドAIの標準化の検討のため、複数自治体と事業者のグループによる提案公募を実施し、計3グループ（6団体）を採択

- システムやAI等の技術を駆使して、効果的・効率的に行政サービスを提供する「スマート自治体」への転換を図るため、自治体の基幹的な業務（住基・税・福祉など）について、人口規模ごとに複数自治体による検討グループを組み、そのグループ内で、業務プロセスの団体間比較を実施することで、AI・RPA等のICTを活用した業務プロセスの標準モデルを構築

⇒ 事業終了後、AI・RPA等のICTの具体的な活用方法も含めた業務プロセスの標準化モデルを全国展開

- 設計段階から、地方自治体職員と開発者（ベンダー等）が利用者視点に立ったサービスデザイン思考の下、対話を重ねながら、地方自治体が共同利用することを前提として開発したシステムやアプリケーション等を、開発者（ベンダー等）が複数の地方自治体に対して提案する場として「自治体ピッチ」を開催

※Pitch（ピッチ）とは、新しいアイデアやビジネスを端的にプレゼンテーションする意味で用いられる言葉。シリコンバレーで投資家へのプレゼンを「ピッチ」と呼び、様々なピッチイベントが行われている。

地方議会について

第31次地方制度調査会答申（地方議会関係）①

「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」

（第31次地方制度調査会答申）（抄）（H28.3）

第3 適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

(1) 基本的な認識

人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要である。

地方分権改革の進展に伴い、これまで議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が積み重ねられており、議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。

そのような環境の中で、地方公共団体のガバナンスにおける適切な役割分担の観点から、議会は、内部統制体制や監査委員の監査等が十分に機能しているかどうかをチェックするとともに、政策の有効性やその是非についてのチェックを行う等、議会としての監視機能を適切に発揮すべきである。

他方、市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化している。

第31次地方制度調査会答申（地方議会関係）②

また、政務活動費の使途の問題等により、一部の議員の資質や活動に批判の目が向けられるとともに、議会のあり方が問われる等、議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっている。議会が議会としての監視機能を適切に発揮するためには、そもそも住民からの信頼が確保されていることが前提であることを十分に認識した各議会や議員の不断の取組が求められる。

以上を踏まえ、団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分に果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。

(2) 議会制度や議会運営のあり方

- ① 議会招集 ② 議決事件の対象 ③ 予算審議 ④ 決算審議
- ⑤ 議会活動に対する支援の充実 ⑥ 情報発信 ⑦ 意思決定過程への住民参加
- ⑧ 小規模な市町村における議会のあり方

(3) 議員に求められる役割

- ① 議員の位置付け・役割の明確化 ② 議員活動の透明性の確保

(4) 幅広い人材の確保

- ① 議会や議員への理解 ② 多様な人材の参画 ③ 立候補に伴う各種制度の整備

地方議会の運営の実態

団体区分		町村	市区								都道府県
人口区分等	人口分布	166人～ 52,081人	5万人 未満	5万人～	10万人～	20万人～	30万人～	40万人～	50万人 以上	指定都市	570,824人～ 13,637,346人
	団体数 (市区内構成比)	927団体	272団体 (33.4%)	256団体 (31.4%)	155団体 (19.0%)	46団体 (5.7%)	28団体 (3.4%)	22団体 (2.7%)	15団体 (1.8%)	20団体 (2.5%)	47団体
平均議員定数(人)		12.0	17.6	21.1	25.8	31.3	36.7	39.5	46.3	59.1	57.2
議員一人当たりの 平均住民数(人)		992	1,939	3,328	5,437	7,896	9,413	11,260	13,477	23,235	47,528
定例会等 平均開催数 (回/年) ※通年会期等採用 団体を除く	定例会	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0	3.9	3.9	4.0	3.8	3.8
	臨時会	2.7	1.4	1.2	1.0	1.1	1.1	0.9	0.8	0.4	0.5
年間平均会期日数(日/年)		42.8	80.5	89.3	94.9	93.8	96.5	97.1	106.0	112.7	111.4
通年会期等 採用団体数	通年会期制 (法102条の2)	24団体	4団体	3団体	0団体	2団体	0団体	0団体	0団体	0団体	1団体
	通年議会 (法102条2項)	30団体	3団体	7団体	3団体	2団体	2団体	3団体	0団体	2団体	0団体
年間平均 議案件数 (件/年)	全体件数	87.7	112.3	114.6	124.1	135.6	162.6	145.7	131.1	223.3	233.6
	[長提出] [議員・委員会提出]	[81.0] [6.7]	[103.6] [8.7]	[104.2] [10.4]	[111.8] [12.3]	[123.5] [12.2]	[147.9] [14.7]	[130.1] [15.6]	[120.5] [10.5]	[199.7] [23.6]	[199.3] [34.3]
委員会 平均設置数 ※設置団体平均 (非設置団体数)	常任委員会	2.4 〈10団体〉	2.9	3.3	3.8	4.0	4.5	4.5	5.1	5.7	5.8
	議運委員会	1 〈19団体〉	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	特別委員会	2.9 〈125団体〉	3.6 〈15団体〉	3.5 〈20団体〉	3.7 〈9団体〉	4.6 〈3団体〉	4.1 〈3団体〉	4.0 〈1団体〉	6.1	6.7	3.7 〈6団体〉
議会事務局平均職員数(人)		2.5	4.5	5.9	8.5	13.1	16.1	18.1	20.1	34.1	40.3

出典：【人口】住民基本台帳人口（市区については平成29年12月31日現在、都道府県及び町村については平成30年1月1日現在）

【議員定数】第13回都道府県議会提要（H27.7.1現在）、市議会議員定数に関する調査結果（H29.12.31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30.7.1現在）

【委員会数】第13回都道府県議会提要（H27.7.1現在）、市議会の活動に関する実態調査結果（H29.12.31現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30.7.1現在）

【事務局職員数】第13回都道府県議会提要（H27.7.1現在）、市議会議員の属性に関する調査結果（H30.8.1現在）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H30.7.1現在）

【その他】第13回都道府県議会提要（H26.1.1～12.31）、市議会の活動に関する実態調査結果（H29.1.1～12.31）、第64回町村議会実態調査結果の概要（H29.1.1～H29.12.31）